

第七十五回
国会

参議院建設委員会會議録第六号

昭和五十年三月二十日(木曜日)

午前十時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小野 明君
理事 上田 稔君
増田 盛君
沢田 政治君

委員 遠藤 要君
坂野 重信君
寺下 岩蔵君
中村 慎二君
望月 邦夫君
中村 波男君
二宮 文造君
三治 重信君

国務大臣 建設大臣 飯谷 忠男君

政府委員 国土庁長官官房 栗屋 敏信君
国土庁水資源局長 宮崎 明君
建設政務次官 中村 弘海君
建設大臣官房長 高橋 弘篤君
建設省計画局長 大塩洋一郎君
建設省都市局長 吉田 泰夫君
建設省河川局長 増岡 康治君
建設省住宅局長 山岡 一男君

事務局側 常任委員会専門員 村田 育二君

説明員

行政管理庁行政管理局審議官 加地 夏雄君
環境庁水質保全局長 清滝昌三郎君
文部省大学技術教育課長 瀧澤 博三君
通産省基礎産業局化学製品課長 太田 耕二君
建設省都市局下水道部長 久保 勉君
自治省財政局地方債課長 小林 悦夫君

参考人

日本住宅公団理事 上野 誠朗君
日本住宅公団理事 今野 博君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○下水道事業センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔理事沢田政治君委員長長席に着く〕

○理事(沢田政治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日、小野委員長が所用でおくれますので、その間、委託を受けた私が委員長の職務を行います。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じて、日本住宅公団の役員を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔理事沢田政治君退席、理事上田稔君着席〕

○理事(上田稔君) 下水道事業センター法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○沢田政治君 下水道事業センター法の一部を改正する法律案に対して質問いたすわけでありますが、正直に言って、不勉強のせいもありませんが、余り下水道のことについて私知識がないわけであり、と申しますのは、まあ生まれ育って今日まで下水道のお世話に私自身がなっておられわけであり、まあ大概住宅とか河川とか、こういうものは勉強しなくとも自分の周囲にありますので、生活の体験を通じてある程度の理解なり、まあ知識までいかぬけれども、理解があるわけであり、ますが、下水道に関しては全然これは恩恵をこうむっておられ、依然としてくみ取り式でまだ生活しておられるわけですから、非常に質問も疎いわけであり、私はきょうは質問ということではなく、やはり下水道行政、事業、こういうものを少しでも理解をしたい、こういうことでありますから、まあ久保さんがおられます、久保さんは下水の神様と、こう言われておりますから、懇切な御答弁をお願いしたいと思っております。

そこで、今度の法案の内容は下水道センターを事業団にする、まあこういうことが法律改正の内容であります、センターが事業団になる、これは名称が変わったというだけでは意味なさぬと思ひます。したがって、センターが事業団になってます、何をやるのかですね、どういう構想を持ってるのかですね、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のように、名前

を要するだけでは意味がないわけでございます。下水道事業センターから下水道事業団に変えた最大の趣旨は、まあ従来からもやってはおりましたけれども、地方公共団体、下水道管理者からの委託を受けて下水道の処理場等を建設するという、その分野の事業を格段に強化したいということでございます。まあそういうことで、従来も権限としては行い得ることになっておりました、次第にその受託工事量もふやしてはきました、明年度以降大幅にこれをふやして、下水道管理者たる地方公共団体の幅広い、強い要請にこたえたいということでもあります。と申しますのは、センターのときには、何と申しましても主眼となる事業が工事を受託するところまでいかないで、技術者を派遣したり、あるいは設計等の委託を受けるというふうなこと、あるいは下水道技術者の研修であるとかそういうことにありました。あわせて、それでは済まないという公共団体に対しては、工事で引き受けるという形でございまして、しかしながら、だんだん下水道の事業量もふえ、特に全く技術者を持たないような新しい公共団体で新規に下水道にかななければならぬというところになりますと、なかなかその設計を受託するとか技術者を派遣して指導する程度では済まない。だんだんにはそういう職員も内部的に養成していただくわけですから、当面はどうしてもまると設計から工事まで委託を受けてもらいたいという要請が非常に強いということでございます。

そのほか、今回の改正に伴いまして、下水処理場の委託を受けて完成いたしました、完成後は公共団体に引き継ぐわけでございますが、その間、経過的に若干の期間なお維持管理自体も委託したいという場合に、これが受託できるようにしようというふうな新たな権限、あるいは公共団体の

を要するだけでは意味がないわけでございます。

下水道事業センターから下水道事業団に変えた最大の趣旨は、まあ従来からもやってはおりましたけれども、地方公共団体、下水道管理者からの委託を受けて下水道の処理場等を建設するという、その分野の事業を格段に強化したいということでございます。まあそういうことで、従来も権限としては行い得ることになっておりました、次第にその受託工事量もふやしてはきました、明年度以降大幅にこれをふやして、下水道管理者たる地方公共団体の幅広い、強い要請にこたえたいということでもあります。と申しますのは、センターのときには、何と申しましても主眼となる事業が工事を受託するところまでいかないで、技術者を派遣したり、あるいは設計等の委託を受けるというふうなこと、あるいは下水道技術者の研修であるとかそういうことにありました。あわせて、それでは済まないという公共団体に対しては、工事で引き受けるという形でございまして、しかしながら、だんだん下水道の事業量もふえ、特に全く技術者を持たないような新しい公共団体で新規に下水道にかななければならぬというところになりますと、なかなかその設計を受託するとか技術者を派遣して指導する程度では済まない。だんだんにはそういう職員も内部的に養成していただくわけですから、当面はどうしてもまると設計から工事まで委託を受けてもらいたいという要請が非常に強いということでございます。

そのほか、今回の改正に伴いまして、下水処理場の委託を受けて完成いたしました、完成後は公共団体に引き継ぐわけでございますが、その間、経過的に若干の期間なお維持管理自体も委託したいという場合に、これが受託できるようにしようというふうな新たな権限、あるいは公共団体の

を要するだけでは意味がないわけでございます。

下水道事業センターから下水道事業団に変えた最大の趣旨は、まあ従来からもやってはおりましたけれども、地方公共団体、下水道管理者からの委託を受けて下水道の処理場等を建設するという、その分野の事業を格段に強化したいということでございます。まあそういうことで、従来も権限としては行い得ることになっておりました、次第にその受託工事量もふやしてはきました、明年度以降大幅にこれをふやして、下水道管理者たる地方公共団体の幅広い、強い要請にこたえたいということでもあります。と申しますのは、センターのときには、何と申しましても主眼となる事業が工事を受託するところまでいかないで、技術者を派遣したり、あるいは設計等の委託を受けるというふうなこと、あるいは下水道技術者の研修であるとかそういうことにありました。あわせて、それでは済まないという公共団体に対しては、工事で引き受けるという形でございまして、しかしながら、だんだん下水道の事業量もふえ、特に全く技術者を持たないような新しい公共団体で新規に下水道にかななければならぬというところになりますと、なかなかその設計を受託するとか技術者を派遣して指導する程度では済まない。だんだんにはそういう職員も内部的に養成していただくわけですから、当面はどうしてもまると設計から工事まで委託を受けてもらいたいという要請が非常に強いということでございます。

そのほか、今回の改正に伴いまして、下水処理場の委託を受けて完成いたしました、完成後は公共団体に引き継ぐわけでございますが、その間、経過的に若干の期間なお維持管理自体も委託したいという場合に、これが受託できるようにしようというふうな新たな権限、あるいは公共団体の

を要するだけでは意味がないわけでございます。

下水道事業センターから下水道事業団に変えた最大の趣旨は、まあ従来からもやってはおりましたけれども、地方公共団体、下水道管理者からの委託を受けて下水道の処理場等を建設するという、その分野の事業を格段に強化したいということでございます。まあそういうことで、従来も権限としては行い得ることになっておりました、次第にその受託工事量もふやしてはきました、明年度以降大幅にこれをふやして、下水道管理者たる地方公共団体の幅広い、強い要請にこたえたいということでもあります。と申しますのは、センターのときには、何と申しましても主眼となる事業が工事を受託するところまでいかないで、技術者を派遣したり、あるいは設計等の委託を受けるというふうなこと、あるいは下水道技術者の研修であるとかそういうことにありました。あわせて、それでは済まないという公共団体に対しては、工事で引き受けるという形でございまして、しかしながら、だんだん下水道の事業量もふえ、特に全く技術者を持たないような新しい公共団体で新規に下水道にかななければならぬというところになりますと、なかなかその設計を受託するとか技術者を派遣して指導する程度では済まない。だんだんにはそういう職員も内部的に養成していただくわけですから、当面はどうしてもまると設計から工事まで委託を受けてもらいたいという要請が非常に強いということでございます。

そのほか、今回の改正に伴いまして、下水処理場の委託を受けて完成いたしました、完成後は公共団体に引き継ぐわけでございますが、その間、経過的に若干の期間なお維持管理自体も委託したいという場合に、これが受託できるようにしようというふうな新たな権限、あるいは公共団体の

下水道担当責任者の資格制度が下水道法に基づき定められていたわけですが、これが著しく不足している現状にかんがみまして、下水道の経験がなくても、類似の河川とか道路、上水道等の経験のある方は、一種の検定を試験で受けていただいて、その検定を経れば河川等の技術者としての経験年数をそのまま下水道技術としての経験に換算するということの意味で、そういう下水道管理者たる地方公共団体職員としての技術検定の制度をこの事業団で行うような権限とかそういう業務を新たに追加しておるわけでございます。

○沢田政治君 そういたしますと、下水道センターができた当時は、四つの柱、四つの任務と、こういうふうに言われておりましたが、センターが事業団になって、この四つの使命と任務とが、目的といたしまして、これからはもっと任務を拡大するわけですか。単なるこの事業量だけやして事業団というものの使命を全うしようとするのか。そういう使命、目的というものが変わるのかどうかですね、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 先ほどの御答弁では変わった点を強調いたしましたわけですが、もとより従来からやっておりました設計等の受託とか、技術援助とか、それから人員、下水道技術者の研修養成とか、あるいは新技術の開発、実用化といった業務は依然としてさらに重要性を加えておるわけでございます。これは本法改正には関係ないという意味では余り触れませんが、たゞ、私どももよりこれを大幅に強化するつもりであります。たとえば研修人員なども従来はせいぜい五百名程度しかやれなかったんですが、この事業団に切りかえましてから将来計画としては年間千五百名ぐらいを行いたい。明年度はまだ最初でございますので千名ぐらいの計画でございますが、といったことで、研修の面も格段に強化したい。また、技術開発、実用化という面でも予算上も強化し、新しく汚泥の研究なども含めまして大いに促進したいと思っております。ただ、まあ制度

的に新しく加わりました事業というものは、事業の処理場の維持管理を受託できる事業であるとか、あるいは下水道管理者の技術検定であるとか、そういったものが加わるほか、これは下水道施設そのものではないんですが、工場側に取付けてもらわなければならない除害施設——障害を除去する施設、こういうことも技術開発なども加えまして、受託事業量の大幅な増加と相まって総合的な下水道の推進に一役買いたい、こういうことでございます。

○沢田政治君 センターが事業団になって事業と内容も充実してまいることは結構ですが、今度事業団になった場合、センターの場合たしか七名でありましたね、役員がね。今度は十三名になるわけですね、そうでしょう。これはやっぱりこういうふうに——間違っておたら訂正願って結構ですが、いずれにしても二倍近くにふえるわけですね。ふえることがいい悪いという議論じゃありませんが、なぜ役員がこういうふうになんかあんならぬのか。とかく天下りとかいろいろ議論があるわけでありまして、私は前提としてこれを認めないといかないかというところじゃないか、こうならざるを得ない一つの必然的な任務なり事業があるんだと、こういうやつぱり説得性がなければならぬと思っております。これどうしてこういう役員数にしたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在の役員数は理事長一名、理事三名、監事一名、それに非常勤の理事二名というところで、合わせて七名ということでありまして、これを今回副理事長一名は常勤理事、非常勤理事、監事等をふやす計画にいたしております。先ほど申し上げましたとおり、本センターを事業団に改組拡大いたしましたとして、現在定員も二百名弱でございますが、これを近く大蔵省と折衝の上四百名程度にふやしたいと考えております。これと申しますのは、一番人数を食う受託工事、これは現場、出先も含めるわけでございますが、これに多量の技術陣を要するからであります。

いうことで従来センター当時は最小限の簡素な機構で出発していったものですから、やはり総務担当、それから企画業務担当、計画担当、工務担当、経理担当、さらに試験研修の部門を統括した担当というふうなものに分けて責任体制をとらせ、この新しく質的にも量的にも飛躍的に拡大する新しい事業団の職責を全うできるよう体制にしたいということでございます。確かに従来は数は非常に少なかったものですが、倍率としては大きなものになります。同等程度の事業を行っている他の既設の公団等に比べてもまずまずのところでないか。しかし、こういった体制によりまして本団に責任ある執行を果たすことに最大の重点を置いて厳正に執行してまいりたいと存じます。

○理事(上田徳君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○理事(上田徳君) 速記をつけて。

○沢田政治君 そこで、役員の数だけは十四名で、これが先に出てきて、どれだけの職員の数にするかというところはまだ出ておらぬわけですね。一応の構想はまあ話しておるが、これは全く順序が逆だと思っております。よく世に言う官僚的とか、自分のポストを決めて、それからこう何というか、何をやるか考えるなどという、非難といえますが批判もあるわけでありまして、細かいことを言うようですが、役員の数を決めて、それから何をやるか、どれだけの人員にしようか、こういうふうに逆な方法で出されてきておることは非常に私に疑問を感じるわけです。これだけの事業をやる、こういう使命があるのだ、したがって、職員はこれだけ必要だから、それに見合うような役員はこれだけの数だというのがこれ当然じゃないでしょうか。どうしてこういうように順序が逆になっておるわけですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 今度の予算で決めたのは、役員ばかりじゃなくて、本社の部以上の組織あるいは支社、こういった根幹的組織事項を予算と同時に決めております。これは特に役員に

つきましては、この法案そのものの中にも定数は書かれております関係もあって、予算編成後時期を見て決めるということでは困るわけでございます。私の方からも強く大蔵省に予算と同時に決めてもらいたいというところを折衝したわけでございますが、こういった根幹的な組織というものをまず決めて決めますと、全体の新年度の事業執行体制というのなかなか決めかねる要素もございます。定員などもはつきりしておればそのとき決めることが望ましいんですけども、これは具体的に新年度予算を各地方に配分し、そのうち技術者不足その他から要請がかなり出るといいますが、そのどこどこを大体受け持つかというように見当づけまして、一方都道府県あるいは建設省内部の技術者をどのように充てんできるかというふうなこともいろいろ検討した上で固めたかと思っております。おおよその見当としては私ども今年度二百名程度のものを倍ぐらいにはしたいというところでございます。相当の増員が必要であるし、また認められることは間違いないと思っております。そういったものを確定的に決めるのは受託事業量等の見通しをさらにつけた段階ということで今日に至るまで本決定に至っていない。しかし、いろいろ事務的にはこちらの要望の数字も説明しているという段階でございます。一見順序が逆になったようにございますが、そういう事情でございますので御了承いただきたいと存じます。

○沢田政治君 私が、役員の数が十四名と言ったのは、これは正確ではありません。役員と幹部職員を含めて十四名と、こう言っておるわけですが、したがって、この幹部職員と役員を含めて十四名だと思いますが、このうち技術者が何人で、文官といえますが事務屋ですね、これは何人なのか、その点をお知らせ願いたいと思っております。というのは、やはり事業団の持つ性格からいってこれはもう事務じゃないんですね。まあ若干の事務もあるとしても、やっぱり事業を実施していくということと技術者を養成する、こういうことで

すから、単なる天下りの何省のだれをとったらいいかとかというバランスの問題じゃないと思ひますから、特に私はこの点を重視したいと思ひんで、技術屋さんが何名で、事務屋さんが何名か、この点を明らかにしてほしい。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、一般職員も含めた現在の技術職員の構成比率は、約二百名弱の定員のうち百三十六名が技術職員ということになっております。これは現状でございますが、今後四百名近くにふやそうという場合にも同様の比率が必要かと考えております。なお、理事あるいは部長等の幹部職員につきましては、御指摘のようには技術面が非常に重要な機構でございますから、まだ現在の段階では私も省内でも確定的に職種の振り分けまで固めているわけではございませんけれども、大体の見込みとしては理事、部長等、技術職員を相当数配置する予定でございます。

○沢田政治君 名前を挙げるのは避けますが、この中で監事というのがありますね。この方が聞くところによると警察出身と、こういうことになっておるようですが、下水道と警察というのはちよつとなじめないですね。これは従来の割り振りでこういうものを入れるのかどうか。何も能力のことを言っているんじゃないんですよ。どうして警察出身の方がここにいてこざるを得ないのか、この人がそういうような知識があるのかどうか。やはり莫大な補助金なんか使って、国費を使うわけですから、これはやっぱり効率的に使ってもらわなくちゃ困るわけだ。この点は人事についてとも言えるわけですね。これはどういう理由でこうなっているのですか。よしあしの問題じゃなく、従来の慣行で、何省から何名とか、どこから何名とかって、そういう割り振りで行うことになったのか。この点は公社、公団をつくるということに對して相当疑惑を持たれておる面がありますから、

くになっておるわけですから、この人事が、よしあしじゃなく、どうしてこうなったのか、これは説明してほしいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在、監事は一名しかいないわけでございます。それを今回の改正で二名にしたいと御提案申し上げておるわけですが、その一名の監事が前歴が警察庁の御出身の方であることは仰せのとおりです。任命のいきさつは、恐れ入りますが、私も直接タッチしたわけではございませんが、私も直接タッチしたわけではございませんが、まあ部内ではありますが、いろいろな会計も含めた監査その他を担当する職務として警察などの職歴というものは少なくともふさわしくないというわけではないかというふうなこともあり、このセクターの場合も、一般のいろいろな人事配置の打ち合わせが行われた中で、警察出身の方が監事ということはむしろふさわしいのではないかとというふうな判断で定められたものと考えます。

○沢田政治君 ふさわしくない人ではない、全般のこの業務を考えた場合はむしろふさわしいんですけど、内容が説得力に乏しいわけですが、まあいいですよ。ただやはり、特に建設省は事業団とか公団が多いわけですから、だれが見ても、常識的に見て、やはりその道にこれは専心できる人だと、また知識も豊富だと、こういうことを将来配慮してはいいと思ひますよ。この問題をとらえてはくは食ひ下がる意思はありません。

そこで、文部省来ていますか。――質問が一点だけなので、長くおられても御迷惑だと思ひますから最初にお聞きしますが、わが国の下水道行政というものは、これは非常に立ちおくれおるもの、社会福祉とか一般、大変立ちおくれおるものが多いわけですが、なかんずく下水道行政というものは非常に遅れておることは御承知のとおりです。華やかな行政じゃないわけでありまして、ダムとか道路と違って、ところが、この華やかじゃないものが非常に必要なんです、これは。結果を処理するということじゃなく、水というも

の循環システムにとって重要な問題だとぼくは思ひますね。そういうことで、立ちおくれおるからそれにふさわしい技術者というものを余り養成してこなかった。ところが、十兆円のお金をつぎ込んで昭和六十一年までには一〇〇%の普及率にするのだと今度建設省は言っていますから、とてもいいと思います。したがって、これは初級を含め、中級、上級技術者の養成というのは緊急の要務だと思ひますね、この事業達成のために。

そこで、建設省も各大学の教科科目にやはり下水道に関連した科目を設けてほしいというお願いをしていただきたいと思います。まあ元議員であつた田中一さんがしばしばこの点を指摘したこと、私は記憶があります。でありますから、建設省も文部省の方に對してそういう要請をしておると思ひますし、努力もしておると思ひますが、いま下水に關連した、どういふ名前の科目になるかは私ばかりではありませんが、そういうものがどこどこにあるのか。いま現在の技術者じゃこれは足りないといふことははっきりしていますから、しかもその処理方法もいままでのように一次二次じゃこれはもう何にもならぬと、もう水質の汚濁に追いついていけない、こういう状況になっておりますので、さらに技術者というものが必要だと、こう思ひんで、それをもし建設省から要請があつたならば別の大学にでもその科目をふやしていくと、こういう意思があるかどうか。断定的でなくとも、そういうことがあるならば、そういう方向を考えてもいいのかどうか。この点をまずお聞きしたいと思います。

○説明員(澤澤博三君) 大学におきまして下水道関係の技術者の養成に關連のあります学科といたしましては、工学関係の基本的な学科といたしまして土木工学科というのがあるわけでございますし、それからそのほかそれぞれ内容の特色によりまして名称いろいろございますが、衛生工学科であるとか、都市工学科あるいは水土木工学科、環境工学科等いろいろな名称で置かれており

ます。建設省の方からの先ほどお話しございました文部省への要請というの何一つおきまして、逐年こういつた関係の学科の整備には努めておるわけでございます。今年度、四十九年度におきまして、もう一つの土木あるいは環境衛生関係と申しますか、学科、四学科の新設が行われておりますし、それから改組一学科、その他大学院専攻科あるいは工科等の整備、それぞれ大学の規約に基づいて行われておるわけでございます。これらの問題につきましては、具体的には各大学からの新設あるいは増設の計画を検討いたしまして、積極的にこういつた方面の学科の増設につきましても進めていくという考え方をしております。

○沢田政治君 文部省結構です。――やはり下水道行政にとってどういふ観点で下水道行政をやるのかというのをはきわめて私は重大な問題だと思ひます。つまりこれは人間の生活、これは産業を含めて、生活して汚したものの最終的な処理なんだと、こういうところをえ方ですね。処理なら処理でいいんですよ、軽く処理しておけば。そうじゃなく、もう一つの角度というのには、やはり水というものが人間の生存に不可欠な要素ですから、しかも水というものはこれはもう永遠の循環システムを伴つておるわけですから、だから、どこかの循環がとまるとそのシステムもパアになることはこれは常識的なわけですね。したがって、これをどういふようにとらえていくか、たれ流したらそれをもう何となくか処理すればいいか、ににおいふとればいいというように考へていくのか。私が言つたように水というものはやっぱり永久の循環システムだと、どこかでつまずくと全体が重大な支障を来すと、こういう角度でとらえているか。これはもう非常に重要な問題だと思ひます。従来は第一次処理、これは浮遊物を除去する程度です。そして第二は活性汚泥法を使つてある程度また、ろ過の状態を高めていくと、こういう状態であつたわけですが、これじゃもう今日の日本の汚染度からいっても全然役に立たぬわけですね。これはつまり結果を処理すると、こういう観点なわ

けです。つまりもっと次元の高い水というものをやっぱりたゆまない永久の循環システムだという観点、視点からは欠けておるわけですね。では、どういふように今後下水道行政についてその視点というものを置くか、理解というものを置くか、目標を置くか、これが非常に将来にとって重要な問題は問題だと思ひますので、大臣どちらですか。

○国務大臣(飯谷忠男君) 私も考え方は全く同感であります。少し話がさかのぼるようになりますけれども、高度成長で河川が非常に汚染をされ、湖沼が汚染をされ、このままでは大変だということとで水質環境基準というのが設定をされて、そうしてこの水質の基準の達成をするために下水道の緊急整備というものが国家的な大きな課題になっておることは御承知のとおりであります。そういう意味においては五十年から特に下水道に重点を置いて進めていこうということになっておるわけですね。そのために、率直に申し上げまして、当初はむしろ私も特殊法人として下水道公団にして財政投資をやつて、財投でむしろ市町村の重要な部分を肩がわりして積極的にやろうというぐあいに実は考え方を持ったわけですね。けれども、御承知のように新設の公団、公社、あるいは新設の部局は認めないという行政方針に基づいてそれは一段下がらなければならぬ。それからいつていまのセンターではもう実には手に負えなくなつてゐる。これから公共事業の水質保全の面からいってどんどん下水道を伸ばしていくためには現在の地方団体ではもう能力に限界が来ている。そこで、先ほどからお説のように技術者の養成というものを大きな課題にしなければならぬ、これも当然でありますけれども、それと並行して増大されてゐる下水道事業をどういふように処置をしていくかという問題は、率直に言つて関係自治体だけではなかなかできない。そこで、それをひとつ今度は事業団で委託を受けて肩がわりをしてやつていこうという積極的な姿勢を示しております。従来の行き方とは若干、技術者養成よりも

しる委託を受けて仕事をやっていこうと、事業をやつていこうということを表に出していくわけでありまして、それにしても事業量は非常に拡大をしていくと思ふわけでありまして、そういう意味から事業団を設定をして、最初の公団とは若干後退をした形になりましたけれども、仕事の内容においては大体できるんじゃないかという見通しをつけて、この法案のお願いをいたしておるわけでありまして。

そこで、下水道処理というのは、単にできたものを処理するというだけではだめだと、むしろ循環システムというのを考えなければならぬというのの当然であります。いま第二次処理までは一応できてゐるわけですね。でも、むしろおっしゃるような循環システムを考へるならば第三次処理までいかなければならぬと、そういうふうにして思つておられます。そういう意味で五十年は第三次処理からひとつ始めようということ、一、二年のうちにやってみようという計画も実はいたしておるわけでありまして、将来は当然第三次処理までやつてその循環システムというものを考へていかなくてはならぬと、私もそういう方針で進んできた、かように存じております。

○沢田政治君 大臣も私と同じような理解を持っておられるようですが、そこまで考えなくちゃいかぬです。ところが、これを公団に認めなかつた。行管が来ておりますが、視点が違ふと思ふのです。恐れ、恐らくこれに反対なさるならば、前提として、公社、公団、事業団ですね、こういうものを無制限に政府機関を膨大にふくらますということとは私もその道はとりません、反対です。金のことを合理的に、しかも節約して使うと、こういう角度からいって、今日まで行管もそれだけの勧告をしたり、行政機構の簡素化ということについてとられてきた労は多しといひます。しかし、私はそれは物によりけりだと思ふのです。したがつて、従来のある公社、公団でも、盲腸の——盲腸と言へば悪いわけですが、盲腸のような私は言いたくない、これは私の主

観かも知れませんが、公社、公団、事業団があるわけですよ。何をやってゐるのだからと国民がわからぬようなもの、しかもこれは業界の利益を守る事業団じゃないかというものもある。私はやはり行管がもう一歩踏み込んで内容を熟知すべきだと思ふのです。やはり行管がこれに反対したというところは、先ほど私は視座の問題をお話ししたわけでありまして、やはり何と申すか循環システムの問題に問題があるわけですよ。人間の将来の民族の生存に関する問題です。

今日の水問題、下水道問題はそう考へるならば、単にたれ流したものを処理するのが地方だ、何も国がそこまですしやう出る必要はないじゃないかという、視点の何と申すか浅薄さといひますか理解が足りない面に私は起因してゐると思ふんです。沖繩を含め北海道を含めて、いまのままの汚染度というものが加速度的になつていつたならば将来は飲み水に來ると、こういうことまで思ひをいたすならば、希望のある一地方に對する援助の問題じゃない、将来の民族の、大げさな言葉で言うならば生存に関する問題だ、こうとらえるべきだと思ひます。まあ若干誇張があるようですが、下水道事業が非常に偏在があるんです。東京を基点にして西の方に圧倒的に多いわけですね。

私は、このことは行政の不平等という観点じゃないんです。そういうことで言つてゐるんじゃないんです。やはりいままでは下水道事業の要請があつたところに援助をしていくという形を建設省がとつてゐるわけだ、しかし、下水道の持つ意味というものをとらえ、循環システムを考へるならば、これは全国民の問題でなければならぬと思ひます。シビルミニマムじゃない、ナショナルミニマムに持つていかなくちゃならぬ大きな任務を持つてゐると私は思ふんです。沖繩から北海道まで下水道というものを考え直す必要があると思ふんです。したがつて、まあ長つたらしいことを言つてもこれは切りがありませんが、行管で非常にこれに決つたさうであります、決る理由は何

か。何も公団をふやせということを奨励してゐるわけではありません。少なくとも既存の公社、公団、事業団で不要のものをやめさせて、国民の生存に關するこういうものはどんどん開発していき、発展させる、これこそが行管のやるべき道じゃないか。いままでの努力を、労を多しなから私は聞かなくて、いかがですか。

○説明員(加地夏雄君) 下水道の整備を促進することにつきましては、ただいま大臣の方からお話のごさしましたとおり、これは国の大きな政策として積極的に拡充していかなくちゃいけない、こういう点は全くそのとおりでございます。そういう事業を推進することについての意見は全く先生とも同様でございます。

ただ、お尋ねのなぜ特殊法人にしたのかという点について私どもの考え方を御説明申し上げます。御承知のように、この下水道施設の整備というのは、これは利用する地域住民にとっては非常に生活に密着した問題でございます。したがつて、この下水道整備を進めていくのは、やはり地方公共団体が中心になるというふうに思ひます。まあ、かたい言葉でございませうけれども、まさに固有事務というものに近い業務ではなからうかと存じております。ところが、それでは下水道の整備の場合に全部地方公共団体に任せでいいのと言へば、これはまさに先ほど申し上げましたように国も積極的にその自治体の事業に協力していく、こういう形で進めていくべきだろうと、こういうふうな考へております。

そこで、特殊法人というのは、御承知のようにこれは国の業務を国にかわつて代行するという性格が非常に強いわけでございます。そこで、この下水道センターの場合は、自治体を全然離れまして国だけがやつていくという性質のものではないんでございまして、むしろお話しにもございましたように、自治体が整備する場合にも、あるいは人的な問題あるいは財政的な問題を通じて積極的に国が協力してやると、こういう形で進めるべき問

すが、しかし、そこには条件があるわけだ、条件が。その二〇ppmを約八倍のきれいな水で希釈する、そうなりますと、この水道の基準であるRODが五ppmよりちょっと下回るわけですね。そういう筆法から言っているわけですね。ところが、わが国の隅田川の現状を見て、三〇ppmも汚れておるものに一・五倍ぐらいしかきれいな水がないでしょう、これじゃもう二次処理というのはやってもやらなくても同じだという結果になるわけだな。これは利根川にしてもそうですよ、そうなりませんか。二次処理だけじゃどうにもならぬですよ。臭みを若干除いたということにはなるでしょうね、透明度も若干よくなったということにはなるでしょうね。しかし、水そのものは死んでいるわけですよ。悪いとか言っているわけじゃなく、これだけじゃ本来の使命を果たされない、循環システムというのは循環していかぬと、こう言っているわけですよ。したがって、

将来のとりべき完全なやつぱり下水行政というのは第三次まで全部持っていかなきゃいかぬ、こういうふうに考へて激励の意味で言っているわけなんで、これはどうですか。

○説明員(久保起君) 二次処理の問題でございすが、これはたゞいま先生御指摘のように、下水処理水が放流される河川に八倍以上の希釈水量がある、しかも非常にきれいな希釈水量がある、こういうことを前提に決めてられた数値であることは御指摘のとおりでございます。しかし、下水処理がどこまで浄化して出したいかという問題は、下水処理水が放流される水域の容量によるわけでございます、この環境の容量が二〇ppmでその周辺の、あるいはそれより下流の水利用にたえられる、こういうところでは現在でも環境基準を達成するために二次処理で十分といひますか目的を達するといふところもございすが、河川の環境容量が不足しているところでは、御指摘のように二次処理では不十分だといふところがわが国の水域の中に幾つもございます。

それからもう一つは、特に湖のような閉鎖水域等におきましては、ただ単にBODという問題だけではなくて、先ほどから御議論の一部ございしたが、窒素の問題あるいは磷の問題、それらが蓄積することによる水質障害が出てまいりますので現在の二次処理では不十分だ、こういう水域もあるわけでございます、それらの処理水が放流される水域の状況に応じて下水処理の程度が決まり、必要なところは三次処理を実施しなければならぬ、こういう状況であらうかと思ひます。

○沢田政治君 私よくわからぬわけですが、大体わが国の自然の汚れてない川のBODというのは平均してどれくらいでしょう。

○説明員(久保起君) 全然汚れていない川ですと、BODにして二以下であると思ひます。

○沢田政治君 そこで、三次処理の問題ですが、この磷と窒素、それからカドミとか重金属元素があるわけですね、こういうものを三次処理で、いまの技術水準、こういうものでどれだけこのろ過

度が除却できるのか、私素人でありますのでわからぬので、磷と窒素は取れますか、これは。そうして重金属の方が取りやすいのですか、磷、窒素の方が取りやすいのですか、どっちでしょう。

○説明員(久保起君) 磷と窒素の除去の問題でございすが、この技術は余り長い経験を持った技術ではございせん、一九五八年からアメリカがこの三次処理の試験研究に入つて、やつと最近実用化の段階に入りかけている、こういう状況でございすから、十五、六年ぐらいの経験でございす。現状では磷につきましては実用化してはば九〇%以上の除去率を得られるといふめどがついておるわけでございますが、窒素の方は実験室内の試験あるいはパイロットプラント等による実験では九〇%以上の窒素を除去する技術開発がなされておりますが、これを実用化する上で幾つもある問題がございすので、実用化をして九〇%以上の窒素の除去を得るといふのはまだ試験段階である、かように言えるかと思ひわけでございます。

それからなお重金属の除去と窒素その他の除去とどちらがという問題がございしましたが、重金属の除去は一般的には物理化学処理、化学薬品、凝集剤等を使う処理で可能であらうかと思ひますので、そちらの方が窒素その他の除去よりは容易であらうといふふうに考へております。

○沢田政治君 東京都の森ヶ崎だったか、ここでも一応三次処理を試験的にやっていますね。それと、建設省と共同で横須賀ですか、でもやっていますね。その結果はどういう結果が出ていますか。また、将来どの付近までこの水準が高まるだろうと、こういうようなお見通しがあつたらば、わかりませんので御教示願ひたいと思ひます。

○説明員(久保起君) 東京都の森ヶ崎下水処理場で二次処理水をさらに浄化するための三次処理を実施をいたしておりますが、これはBODを二〇ppmよりももう少し浄化する、一〇ppm以下に浄化をするという目的で、現在二次処理水をさ

らに薬品凝集をした上をろ過して実施をしていゝるのでございす。この方法は比較的実験その他も進行いたしまして、実用化しても十分一〇ppm以下まで除去できるという見通しがついておりますので、建設省におきましても、先ほど大臣の御答弁の中にございしたように、五十年年度からその方法でBODその他を一〇ppm以下にするという三次処理を実施する予定にいたしております。ただし、その方法では窒素も磷もそれほど取れない、二〇ないし四〇%程度の除去は可能でございすけれども、それ以上はできない、こういう方法でございす。したがうして、窒素並びに磷の除去に当たりましては、ただいま申し上げた方法以外の実験が必要でございすので、建設省と横須賀市が共同で、横須賀市の処理場の中に三次処理場の試験施設を設けてこの三年以来実験を継続いたしておりますが、この方法は主として化学薬品、石灰を使ひまして磷の除去をするわけでございますが、三年間の実験の結果では九五%以上の磷が完全に取れるわけでございます。

さらになお窒素の除去は、これはまあ窒素の除去法の一つの方法でございすので、アンモニアの形でした窒素がございすので、それをアンモニアストリッピングという方法でガス体にして空中に除去をする、つまり水中から取つてしまふ。こういう方法でございすので、それ自体はアンモニアがかなりよく取れます。取れますけれども、空中に放散されたアンモニア窒素体がまたもう一度戻つてくるというおそれがございすので、この実用化については問題ありといふことで現在なお検討を進めておる段階でございす。

○沢田政治君 第三次処理を緊急にしなければならぬ湖沼並びに河川、こういうものは、まあ淀川とかいろいろ聞いておりますが、湖沼を含めて、建設省の方で考へて、これは三次処理をどうしてもやらなくちゃならぬ、第二次処理だけじゃどうにもならぬ、こういう箇所はどこでございますか。第三次処理の必要な箇所。

○説明員(久保起君) 三次処理が必要であるとい

う水域でございすが、現在の二次処理以下にBODを下げると、こういうところと、御指摘の湖沼のように窒素、磷まで取らなければいけないと、こういう水域と分かれるかと思ひますが、たとえば現在の二次処理よりもBODを下げなければいけないという水域の一つに利根川もございすし、あるいはこの近くの荒川等もございす。それから窒素、磷まで落とさなければいけないのはなからうかということが指摘をされておる水域、湖沼では、たとえば霞ヶ浦であるとか、あるいは琵琶湖、さらには安曇湖であるとか、あるいは瀬戸内海の一部、こういうところも三次処理が必要になるということが指摘をされておる水域でございす。

○沢田政治君 そこで、お伺ひしたいのは、まあ三次処理をして、これはまあBODですね、五ppm以下になればいいけれども、そこまではいけるかどうかですね。これは水道基準が五ppmですからね、そこまではいいかぬと思ひますね。そうすると一〇ppmあるいは七、八ppmですね。これはどういふ飲み水にはなりませんね。七、八ppmで、こういうところは魚はすむわけだけれども、人間が飲むわけにはいかぬ。

そこで、私考へるのは、そのろ過した、三次処理をした水をどうするかといふ問題が一つあると思ひます。まあ従来は当委員会でも雑用水、工業用水に使つたらいんじやないかと、こういう方向に論議の力点が置かれたように私は記憶しています。ところが、私の考え方は、それは全部は否定しませんが、少なくとも隅田川にしても希釈水が少くない。でありますから、本来は根本的な解決は川そのものを再び生き返らせると、こういう次元の高い方向に持つていく必要があると思ひます。第三次処理水を単に工場にやるとか雑用水に使うとかそういうものではなく、川そのものを生き返らせるといふ方向に発想を転換しなくちゃいかぬじやないかと思ひますよ。そのためには、その水をさらに上流に還流させて、本當の意味の循環システムといふものををつくるということと

るまでさかのぼって議論しなければ、私は下水道処理の本来の意味というものを一部——一部じゃない、根本を失っているんじゃないかと、こういうふうな考えのわけですが、これはちょっと誇大妄想の発想ですか、どうですか。

○説明員(久保社君) 先ほどから水の循環利用という御議論が出ておったかと思いますが、私どもも、下水道施設あるいは下水処理施設そのものは、水の利用循環システムの中の一つの何といひますか重要な役割を持った施設であるというふうに認識しております。したがって、下水処理水は本来は原則としては公共用水域に戻されたいことが原則であって、公共用水域に戻された水はその川の上流から下流に至るまでの間に回復利用されると、こういう形態が望ましいと思うわけでございます。特に三次処理のように非常に高度に処理された水というのはまあいわば一つの水源でございますので、その水源の水の最も合理的な再利用を図るというように水の回復利用、循環システムの中の一つの役割であるかと思ひます。そのためにはやはり下水のそういうふうな高度に処理された水は、いわば公水といひますか、公の水として判断すべきものではなからうかと。そういう公の水を国民が合理的な形で利用し得るような合理的な総合的な水管理のシステムの中で処理水というものを位置づけるのが適当ではないかというふうに考えておるわけでございます。

ただ、わが国の都市の形態あるいは下水処理場の位置というものが比較的海岸部に面しておるところにあるのがかなりございます。そういうところの下水処理水というのは、先生御指摘のように、処理水をも一度川の上流に送って、循環をして、河川そのものの維持流量なり、あるいは都市部にあっては清浄なる水を都市内に流すと、こういう役割をするのも一つの方法であらうと思ひますし、あるいはまた、農業用水なり、あるいは工業用水ということもあるかと思ひますし、あるいは雑用水ということもあるかと思ひます。

けれども、全体の水利利用の総合計画の中で位置づけられた水の利用計画がなされるならば、下水の処理水を海岸部においては直接利用するというところもあるかと思ひますが、これはいづれにしても公水としての下水処理水を全体の利用計画の一環として利用するというところでなければ全体がうまくいかないのではなからうかというのが下水道関係者、われわれの考え方でございます。

○沢田政治君 あなたの考えている基本的な物の理解ですね、やっぱり循環してこれは利用しなくちゃならぬ、回復して使わなくちゃならぬと、しかもろ過された、処理された、第三次処理された水は、これは公の金でやっているんだから公の水として使わなくちゃならぬと、こういう点も全く私の見解とこれは一致するわけです。そういう方向で努力していただきたいと思います。特にいま工場なんかで水利権を持って水を使っているわけですが、生活利用水を使っているわけですね、生活用水という飲める水ですね。まあ水利権の問題が絡むので非常に複雑です。これは複雑ですが、将来三次処理されて比較的きれいな水ができた場合は、いままで工場等が使っていた工業用水と、それと今度は、公水とあなたが言っております三次処理された水の水利権の変換、こういうものも思い切って、水不足というののもう告げられているんだから、特に生活用水を危機に陥れるんじゃないか、これは危険な状態になるんじゃないかと、こう言われておるわけでありまして、飲める水を工場に使わずに、水利権あるでしよう、あったとしても、これを思い切って水利権の権利変換、ここまで持っていかなければならぬんじゃないかと思ひますが、局長どうですか。

○政府委員(宮崎明君) おっしゃるような事態が当然予想されますので、私どももそういう基本的な問題の研究も発足させて、どういう制度といひますか、制度的にどういうふうに対応したらいいかということも検討を進めている段階で、おっしゃるとおり工業用水等に有効に利用できればそれだけ水源転換が可能でございますので、そ

ういう方向をひとつ今後予想される事態として検討してまいりたいと思ひます。

○沢田政治君 特に、話をまた反復するようですが、磷、窒素、これも相当含まれておるわけですが、いろいろな理由あるでしよう。これは生活用水も入っています、工業用水も入っていますし、それから農業灌漑から出る肥料等から出る窒素、磷といふものもあると思ひます。したがって、肥料を使うというわけにはいきませんね、これは。わが国の食糧に重大な関係ある問題ですから、これは川の水を守るといふわけで食糧をつくらなくともいいということになると国民はまいりてしよう。しかし、農業等については相当やはり将来考えるべき点があると思ひますが、特に私は問題になるのは磷です、磷、特に洗剤ですね。これはもう磷が中心になっているわけでありまして、これはもう何となくしかなくちゃいかぬんじゃないかと思ひますね。しかもこの洗剤と利便の食器を洗った洗剤は落ちも悪い。人間の利便の問題だけですよ、洗剤は、まあしかし、洗剤は別の観点から皮膚とか人体に影響あるんじゃないかという問題提起されてますね、最近、私はまあその問題から取り上げませんが、河川を汚し、将来飲む水に対して重大なピンチを与えると、こういうことになっておるわけですよ。メーカーとしては売れりやいんだ、これは。まあ空きかん公害もありまして、売れりやいわけだ、便利で、まあそれは一つの商売ですからやむを得ないでしよう。

しかし、行政の立場からこれは看過すべきじゃないと思ひますよ。しかも人間が便利か便利でないかというところであって、少しがまんして昔のようにならなければならぬ、それだけ磷の成分といふものは、含有量といふものが減るといふことはこれは明らかになっているのだから、アメリカのミシガン湖を控えるシカゴですか、市条例によつてこれを禁止すると、こういう条例を出したことがあつたやうです。ところが、川の水あるいはミシガン

湖の水が磷がぐっと激減したと、こう言われているわけですよ。しかしこれは、市条例が憲法違反とかどうとかこうとかで議論があつて、その後ちよつと変になつて来ようですが、事ほどさうに効果があるわけですよ。しかもアメリカなんていうような膨大な国じゃないわけだから、日本は、飲み水のピンチがもう訴えられている今日、通産省、環境庁、これをやめるべきですよ。人体にも影響があるといつて一方においては問題を醸してやる。しかも何ていうか河川の水質汚濁の主人公のようになっておる。これをどうして看過するのかわからない。さつき言った循環システムですから、飲み水にさえも脅威を与えるといふ、こういうせつぱ詰まった問題ですから、思い切つてこれはやつぱり中止して、いましてできなければ洗剤にかわる何らかのものを開発をして、ここ一兩年中にはこれをやめさせるべきでありますよ。これは環境庁と通産省、どうですか。

○説明員(清浦昌三郎君) ただいま先生御指摘のように、洗剤中に含まれます磷分は、まさにいわゆる富栄養化の水質汚濁の大きな要素として考えられておるわけでございます。で、私どもの方でも、そういった水質汚濁の原因となりましますものを、下水道なりという処理も確かに必要でございますけれども、むしろこれを根本的に少なくする、なくするといふようなことは確かにきわめて重要なことだと思つておるわけでございます。

で、実は従来から直接メーカーの監督官庁でございます通産省の方にも、その磷分の含有量を減らせ、場合によつたらこれをゼロにしてほしいといふようなことで申し入れをしておりまして、その結果、今年一月からその含有量が減らされておるといふ実績を生んでおります。ただし、なお引き続きましてその含有量は減らしてほしいし、さらにその磷分を含まないような部材と申しまうか、そういったものをあわせて開発してほしいといふことで、引き続き申し入れておるところでございます。

答弁できませんけれども、率直に言つて下水道中の処理場さえも従来は厚生省所管であつた。それをよりよく下水道の処理場は当然建設省じゃないかという事で建設省の所管になつたという経緯もあるようでございます。本日は飲み水も飲んだ水の始末も一貫した一つの行政で扱つていくという事は、これは私は当然だと思ふんですけれども、それにはそれなりの歴史的な流れがあるように思ふので、しかし、おっしゃるやうに水の問題はこれは完全に一元化し直さなければならぬ、やはりそれ関係機関が一体になつてやらなきゃならぬ問題が私は非常に多いと思ふんです。

いま現実起きておる問題が、地下水の規制をして、そして地盤沈下を防ごうといういろいろ議論が出て、立法化しようという動きまで出ておるわけですよ。ところが、私どもは、地下水規制をやつて地盤沈下を仮に防いだとしたら、じゃその水を使つておるとええ工場やあるいは農業は一体どうするかという事になると、それに対する代替用水対策を考えなければ勝手にやるわけにはいかないという事になります。そうすると、さきに御意見のありました第三次処理をやつたいわゆる公水というものを活用するには、むしろ地下水を規制をして、そしてその代替用水が必要ならやはりひとつそういうものを活用するといった問題、これは当然建設省も通産省も、あるいは環境庁も一緒にやらなきゃいかぬ一つの問題がすでに出てきておるわけなんです。そういう問題から考えますと、行政一元化というものは、これはもう当然考えなきゃならぬと思つておりますけれども、いろいろ歴史的な問題もあるやうでありますから、これは今後の大きな課題として考えなきゃならぬ問題だと、かように存じております。

○政府委員(宮崎明君) いま大臣から申し上げたとおり、今後の一元化といふ事は、水の総合的な管理という方向に当然進まなければいかぬといふことは十分認識しておるわけでございます。ただ一遍にそういう方向にいくといふことはなかなか困難だと思ひます。ただ、いまの行政の中でそれぞれ各専門分野で所掌すべき問題がかなりありますので、そういう意味で各省庁がそれぞれその立場で施策を講じているというのが現状でございます。ただ、たとえば水の供給の見通しとは別個に、それぞれ水資源と見なすか、あるいは水資源の立場で、それが水の利用計画を立てるといふ、あるいは多少ばらばら行政という面も従来なかつたとは言えない。そういう趣旨で、水の長期的な供給見通しを立てて、その辺のばらばらな計画を調整し一本化していくと、そういう方向で私どもの水資源局の立場といふ事は、そういう面での調整は今後うまくいくだろうといふふうに考えております。

○沢田政治君 質問を整理しないで恐縮ですが、下水道の必要性は、これはもう特定の地域――まあ緊急なところもあります、これはね、都市周辺です。しかし、将来は全国的な必要になると思ひます。しかし、今日までやつてきた技術援助、それとこの施設の建設実施箇所ですね、あるいは予定表を見ましても非常に地域的に偏在していますね、これはね。ばらつきじゃない、偏在してきているわけです。まあ東北と北海道にカ所ぐらゐらず、こういうこと、あと五十カ所近くあるわけですが、こういうこと、あつたかと思ひますね、これはもう国の補助をしてやるやつだからね。やつぱり行政の平等という事になります。まあ、これはね、やつぱり将来はその自治体が要望したところをやるとか、こんなものじゃいかぬと思ひます。やはり汚染の度合いとか、そういうものも考えて、やつぱり行政の平等を期しなくちゃいかぬじゃないかと、私はそういう印象を受けます。これは主張しておきます。こういうこと、もう特定の地域に集中しておるものだから、これは財源とか下水道処理の建設意欲とか、自治体のこれは希望もあると思ひますが、こういうことだけでやはり実施箇所を偏在しちゃうか、こういうふうに考えています。

そこで、今年は三次処理と農山漁村、湖沼下水道、まあこれも行われるわけですが、第三次処理は多摩川流域ですか、茨城の霞ヶ浦とかあるわけですが、まあ今度農山漁村、湖沼下水道、これの発表が出ておるわけですが、これはどういふ基準でこれを選択したのかですね。特にまあ北海道の国立公園の阿寒湖とか北海道の大沼ですか、これもまあ国立公園だと思ひますが、秋田県、青森県にある国立公園の十和田湖も例外なくやはり生活用水で汚濁死しておるわけですね。ヒメマスもすまなくなくなつて、こういう状況になっておるので、どういふ基準でこういうものを――私は、地域的な偏在にまだ地域的な偏在を重ねていくのじゃないかと、国の行政というものはね。そういうまあひがみじゃありませんが、そういう感じを受けるわけですね。たとえば十和田国立公園なんてもう汚れているという事はわかつていますから、仮に来年でも青森県なり秋田県がこれをやると、こつた言つたならやりますか、これは、どうですか。おかしいんです。

○政府委員(吉田泰夫君) 従来、都市計画区域内でしか下水道事業は国庫補助としては認められていなかつたんですけれども、五十年程度から、まだ五十年計画改定には至らなかつたんですが、内容的には新しいものとして御指摘の特定環境保全公団下水道、要するに都市計画区域外でも公共下水道として補助採択するという道が開かれることになりました。初年度、ですから、従来そのための調査を行った箇所等を中心として十カ所決定しているわけでございます。

御指摘の十和田湖につきましては、すでに環境庁でも調査された実績がありまして、まあ明年度の予定箇所には入れておりませんが、今後地元県当局あたりから御要請が出れば、当然採択について十分検討すべき地域と考えております。

○沢田政治君 次に、補助対象の範囲拡大についてであります。これをもう少し範囲を、公園をつくらぬとか、まあそういうものまでつくとどう広げられないかといふことです。といひます。

は、この終末処理場といふのは、やつぱり観念的に汚いものがある、汚いところだと、こういう感じを否めないわけですね、事実はそのうじゃないにしてもですね。でありますから、その用地を選定する場合非常に困難をするわけですね。でありますから、そう汚いものじゃない、化学的な処理をする場所なんだから、そこに行くとか散歩もできる、小公園もある、ブランコもあるといふことぐらいまでやらなければ、用地取得といふものは非常に何といひますか、汚いという観念にとらわれて、幾らもう第三次処理場をつくらうとつて、これはなかなかその面から一つの弊害が来るように私は考えられてなりません、これは歓迎するところはないわけですから。でありますから、局長、どうですか、こういうのをもう少し――どこまでというの、これは大変な事です。終末処理場にシャンドリアがついておつたんで、そこまでのいいの悪いの議論もあるやに聞いておるわけですが、いづれにしても物が物だけにきつたわけだから、だからやつぱり用地取得を容易ならしめるために、そういう配慮も含めてやはりもっと広げるべきじゃないかと思ひます。いかがですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道の補助対象範囲の問題、特にいまおっしゃいました終末処理場の環境対策、つまり終末処理場の周辺を思い切つて緑化するとか、あるいはふたをして公園化すること、こういうことが非常に必要になつてきております。従来でも町の中につくられる処理場はいやおうなしにそういうものをつくつてまいりましたが、遺憾ながら現在補助対象の範囲に入れられておらない。処理場そのものの本来的な施設ではない、付帯的なものだといふ位置づけであります。私もこれはこの問題、かねてから次第に大きな問題となり、経費もかさむと予想されますので、何とか打開したいと思つて努力いたしました。五十年計画の改定が見送られておりますので、いま五十一年度から始まるべき五十年計画におきま

しても十分検討していただき、実情に即してこれを取り上げられるような方向で努力したいと考えております。

○沢田政治君 一つの委員会でも、この問題を議論する場合、受益者負担ですね。この問題が議論になるわけですが、受益を受ける限度で受益者負担と、こういうことになるわけですが、ところが、通達等で五分の一、三分の一、これが果たして受益を受ける割合といふものを科学的に――まあ科学的という言葉がどうか分かりませんが、そういう実績ですね。客観的にこれをはかってみると、五分の一、三分の一といふものを決めたのかどうか疑わしいと思うのです。頭から数字をつくり上げてこれとやれと、こういうことじゃちょっと納得できないんですね。受益者負担は、これはダムの場合もたくさんあります。都市計画法もありますし、いろいろな受益者負担というのがあります。が、どうもこれは客観的に役所で決めてこれとやらんだという分担金のような、受益者負担じゃない分担金のような感じを否めないわけですよ。でありますから、地方自治体の自治権といふものがある程度はゆるめざるを得ないわけですが、こういう感を抱く面もなしとはいえないわけですね。これはどうしてこうなるんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道事業はいろんな各種事業に比べて受益の範囲が非常に特定する、土地そのものの利用価値を非常に増進する、あるいは他の事業に比べてもまだ非常に普及がはかっている段階で、早い時期に整備されるということがある、なかなか整備がはかっている地区との公平の問題等から見てもある程度の受益者負担金というものを取る必要があるし、その根拠もあるであらうという考え方でございまして、受益者負担金の制度をもとにかなり下水道の事業も伸びてきたことも事実だろうと思えます。

三分の一ないし五分の一と言いますのは、戦前からこの下水道についての受益者負担という制度はとられてきておったわけございまして、そういった従来の実例等から判断しての数値でござい

まして、これは昭和四十年ごろにそういう調査をした上で、一応のめどとして定めたものですが、しかし実際には、その後事業費は物価の高騰その他により著しく高まってきたにもかかわらず、受益者負担金の絶対額そのものは、一度決めたものはそう上げられないということで、ほとんど据え置かれていく実情でありますために、まあ現実的に言えば恐らく十分の一とか二十分の一とか非常に低いものになっていると考えられます。私も受益者負担金制度が下水道を伸ばす一つの決め手でもあるという考えから促進指導してまいりましたし、今後この方針は変えられないと思っておりますけれども、いま言ったように負担割合そのものが実質的には当時よりはなだ軽減されておるといふこともあります。それと、受益者負担金そのものをいろいろ通達等で指導はしているものの、もとよりこれは条例で定めることでありまして、自治体の方針にかんによるわけでありまして、決して強制する筋合いのものでもないし、また事実強制しているわけではありませんが、やはり地方公共団体としても、そういう受益を多少なりとも取るといふことを一つの下水道促進のきっかけにしまして、大部分の都市で現に採用されているといふこととございまして。

○沢田政治君 変な答弁でなかなか理解できないわけですが、強制しているんじゃないと、こういう表現使っています、実際に条例案を出して、そしてこれを条理化して実行したものに予算、補助金、こういうものを優先させるといふことが現に行われているわけですよ。あの次官通達か局長通達か効力がどうか分かりませんが、こういうのはやめるべきですよ。必要があるから補助金を出してやらせるのでしょ。それを建設省の通達上、これは感情入れたような行政はいかぬと思えます。これは即時やめるべきだと思うのです、どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 私どもの気持ちとしては、やはり受益者負担金制度をとり、つまり土地

所有者等から、実際の建設費三分の一とか五分の一という高いものではないしろ、ある程度の額を取ってまで下水道整備しようという地方公共団体は、まあそういうことをきかけに、その住民に将来の下水道整備を公約したことにもなりま

す。負担金だけ取って事業が進まぬというわけにもいきませんから、勢いそういふところの需要、要望には、できるだけ手厚くこたえていきたいという気持ちがあることは事実でございます。しかしながら、それでは受益者負担金を取っていないところはどうかというところで、これにつきましても、必要なものは予算の範囲内で補助対象に大きく取り上げているわけでありまして、気持ちの上で若干の差があるという程度の結果になっております。そういう意味も含めまして、私も強制しているわけではないと申し上げておるわけですが、率の問題はともかくとして、やはり若干の受益者負担、現況では大体所によって差がありますが、平方メートル当たり百円から二百五十円というものがその額でございますけれども、この程度の額といふものは今後やはりできれば徴収して、水道財源の一助にもするとともに、明確な受益といふもののごく一部ぐらいはやはり負担していただくというシステムをとりたいと考えておりますので、いまのところ撤廃する気はないわけでございます。

○沢田政治君 まだ時間が二十分ぐらいあります、議事進行に協力するといふことを約束いたしましたので、まだ半分も質問しておりませんが、特別地方債ですね、分割交付。これ、要則的で非常にうまい方法だなんて自画自賛しておりますが、これは将来こういうことがどんな何というか無制限に拡大した場合、財政硬直化の先取りです。これは先行投資といふか先づけたわけですね、これはやはり将来問題になると思うのです、制度としては。だから、この持っている意味と、将来もこういうような変則的な方法で借金の先取りのようなふうでいくのかどうか、ぼくは疑問があると思えますよ、めんどくさく議論

すれば議論になるわけですが。だから、ある段階にきたらば情勢を見て、やっぱりこういう方法じゃない、やはり年度年度でやっていくと、こういう方向に切りかえなければならぬと思えますが、自画自賛する方はなかなか妙手だと思いが、将来これは問題になるのですよ。硬直化が非常に問題になっていきますが、これどうしますか、これは。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道、非常に急速に伸びなければならぬ、しかしながら、なかなか国費も地方費もそれほど思い切つては飛躍的に伸ばしにくいだろうというふうなことから、私も五十年年度予算では当初財政融資資金を直接導入できないかという要求をしたわけでございます。下水道は有料道路などと違って固有の償還財源がないではないかというふうなことが主な理由で、五十年財政の直接投入、それによる下水道事業団の改組という構想は実現しなかったわけですが、かわりにいまおっしゃいました特別の地方債、それを裏づけとした補助金の五年の分割交付制度といふものが認められました。そういうことで五十年年度、その初年度は事業費としては他の事業費に比べれば非常に伸びたという実情でございます。おっしゃる通りに、今後これを継続してまいりますときには、よほど注意をいたしまして、毎年度の国費の伸び、それとこの特別の地方債の絶対額、このバランスを十分考えながらやっていく必要があると考えておりますが、特別の地方債といふのは公共下水道に限り、それも水質環境基準等の定められた場所に限り、さらに終末処理場等に限られているわけでございます。今後ともその下水道全体の財源対策の相当の一翼を支えられるものでございまして、当分はこのシステムでいきたい、ただそのときに、毎年度の国費との関係等によりまして、バランスを失しないように、つまり硬直化のもとにならないような配慮といふものは当然必要ではないか、こう考えております。

○沢田政治君 国の財政事情と微妙に関係してく

るから、来年からやめるとか、再来年からやめるとか、これは明確な回答はできないと思いますが、こういう方法で、これは妙手だということ、どう事情が変わろうがやっていくべきものではない、これは大変な問題が出てくると思いますので、その点は留意してやるべきだという私の意見を述べておきます。

それと最後に、滋賀県の大津市の終末処理場だと思いますが、久保田鉄工と、実験プラントですね、をセンターが成約しているわけですね。三、四年実験をするようですが、これは目的と成果、何を期待してやるのか、これは非常にそういう研究とか実験することはいいんです。ただそこにはどういふ実験で、どういふ成果を得たいのだという一つの目的がなければならぬと思えます。そういうことで、こういう技術が向上するというのは私も非常に期待しているものだから、これはどういふねらいで何を求めようとしているのか、その点を明らかにしていただいて、私の質問を終わりたいと思う。

○説明員(久保田君) 御指摘の滋賀県の大津市の下水処理場の中に、下水道事業センターと滋賀県が共同で三次処理の実験プラントをつくっております。この目的は、滋賀県の流域下水道の処理方法、これの具体的な方法の検討のための資料を得るということが第一の目的でございますが、御承知のように滋賀県の流域下水道の処理水が琵琶湖の中に入るといふ場合には、当然そこに先ほども議論が出ておりました富栄養化の問題が起るわけでございますので、その富栄養化対策に寄与し得る下水処理方法、三次処理の方法は、いかなる形のものか、一番滋賀県のあの地域の実情に合うかというのを求める実験でございます。したがって、実験の方法も琵琶湖を中心にして琵琶湖の富栄養化対策のポイントを置いた実験、きわめてその地域に合うような実験の方法を考えておるわけでございます。その中には先ほどから議論がございました燐の対策、燐をどこまで除去すれば琵琶湖の富栄養化に寄与し得るか、ある

いは窒素の除去をどこまでやれば琵琶湖の富栄養化対策に寄与し得るか、この二点を中心に三次処理の実験をする予定で始めたものでございます。

○二宮文造君 私もしも引き続いて下水道事業センター法の一部を改正する法律案について若干質問を続けさせていただきます、こう思うのですが、屋敷抜きで大変恐縮ですが、まず私お伺いしたいことは、下水道の普及率を急速に伸ばすことは、これはもう建設行政として既定の重点政策、このようにまず名実ともに理解されておりますが、普及率、四十九年末で大体どれぐらいでしょうか。○政府委員(吉田泰夫君) 日本の総人口に対して処理対象区域内の人口というものを総人口普及率と私も申し上げておりますが、これが全国平均で二〇・五％でございます。

○二宮文造君 四十九年。

○政府委員(吉田泰夫君) はい。

○二宮文造君 大臣、日本の地勢とか、人口密度とか、あるいは生活環境を守っていくとか、そういうふうなことをいろいろ勘案して、日本で、わが国で好ましい普及率、いわゆる最終普及率ですね、それは一体どの程度と、総人口に対してどの程度と押さえるべきでございましょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 数字の面では局長からお答えをいたしますが、非常に普及率がおくれておることは事実です。私はこの間東京都の処理場も見せてもらいに行っている間聞いたのですが、一番中心の東京ですら五十年末までは大体五〇％という程度の普及率だと言われておりますから、全国推して知るべし。大体全体で二〇％ですが、普及率は、そういう状態でありまして非常に低くおつてゐる。だから、この問題はこれから進めていくためにはよほどの決意と努力が必要だということをお考えになって、さらに年次計画を立ててどの程度のものにしていくかはこれから検討しなければいけぬ問題ですが、なお具体的な問題は局長から答えさせます。

○政府委員(吉田泰夫君) 建設省では長期構想と

の際見直そうということにはなっておりますけれども、現在あるもので下水道の普及率の一応の目標、究極的な目標というものを総人口に対して九〇％ぐらいまで持っていきたい。これは市街地人口に対しては一〇〇％、市街地外については約五〇％ぐらい、全体を複合すれば九〇％ぐらいというところを持っていく、それで一応の段階と考えられるんじゃないか。ちなみにその率は大体英国とかオランダの現状でございます。

○二宮文造君 最終目標を大体総人口の九〇％、そこまで置きたい、ところが現状は二〇・五％である。すでにイギリスとかあるいは、アメリカはちょっとおつておりますが、オランダとかそういうところでは九〇％を確保しておるわけですね。ですから、日本における下水道行政というのは後追い行政だということももうここで明確に数字があらわしておりますし、それなりに急速に拡充をしなきゃならぬと、こういう要請が出てきたんだらうと思ひますけれども、さてちょっと、これまた数字で恐縮なんです、日本の「下水道」という建設省下水道部の編さんのものがあります、この資料ではちょっと数字が古いので、もし新しい数字を入れていただければと思うのですが、人口階級別百万以上、三十万から百万まで、十萬から三十萬まで、十萬未満と、こういうふうにして、それから総市町村数と、市街化区域設定都市数と、それから公共下水道実施都市数、それから都市計画法の適用市町村数と、こういうようにここに、この資料の四十ページの表に基づいて新しい数字を入れていただければ、こう思ふのです。

○政府委員(吉田泰夫君) 四十九年度末で市街化区域設定都市数は七百九十四でございます。それから公共下水道実施都市数は四百二十九でございます。それから都市計画法の適用市町村数は千八百五十三でございます。

○二宮文造君 総市町村数。

○政府委員(吉田泰夫君) 総市町村数は三千二百七十一。

○二宮文造君 それで、この数字に基づきますと、大体百万以上、それからの都市と、三十萬から百万までの都市、これはもうほとんどいわれる市町村数と公共下水道の実施都市数が並んでおります。ただ問題は、十萬から三十萬、あるいは十萬未満の都市、こういうところの公共下水道の実施都市数がその後伸びていると思うんですが、これはどうですか、わかりませんか、細かい数字です。

○政府委員(吉田泰夫君) 公共下水道の実施都市数は、十萬から三十萬のところでは現在では百十六ということになっておりますので、この資料からは六つふえております。それからさらに十萬人未満のところでは資料では二百十八ですが、現在二百七十になっておりますので、この十萬未満のところはかなり伸びてきております。

○二宮文造君 わかりました。

さらにちょっと私ももう二、三細かい数字をお伺いしたいのですが、政令指定都市の普及率は、どう押さえておられますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 一番進んでいるのが大阪でございます。八七・七％なんですが、東京都が四七・七％、それから札幌が六一・一％、神戸が六四・五、六〇％のクラスと、それから低いところでは横浜が二二・二％、川崎が二七・七％、福岡が三三・三、北九州市が四一・一、大体そういうグループになっております。

○二宮文造君 ですから、こういう政令指定都市のばらつきはありますけれども、これはぐんと上がっているわけですね。そうして全国平均となると、二〇・五というところになりますと、地方都市の普及率というのは全くお話にならない、こういう現状がここに出てきているわけです。要するに、いわゆる財政規模の小さいところは全くいままでなおざりにされてきた、こういう実態が明らかになっている。

もう一つ数字をお伺いしたいのですが、最近瀬戸内海の汚れといいますが、これは死の海だとい

うことになっておりますが、これは市町村でなく結構ですが、瀬戸内海沿岸各県の普及率はどれくらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) ちよっと一年古くて恐縮ですが、四十八年末の普及率で申し上げますと、大阪府が四五・九%、兵庫県が二八・八%、岡山県は九%、広島が一一・六%、山口県が一五・四%、和歌山県は非常に低くて一・七%、徳島が六・四%、香川が一〇・五%、愛媛が六・一%、大分が五・〇%ということですが。

○二宮文造君 ここにも瀬戸内海汚染の原因がこの数字の上にも明確に出てくるわけです。こういうことを頭に置きながら以下質問を続けてまいりたいと思ふんですが、ところで、四十五年の十二月十七日に下水道法の一部を改正する法律案、これにまた四十七年五月の十八日に下水道事業セン

ター法案、この審議がありました際、附帯決議がそれぞれ本院でついております。いずれも数項目にわたってついておりますが、その附帯決議に、その後政府は本委員会の要請にどのように対処されてきたのか、これはまずその点をお伺いしたい。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、昭和四十五年、下水道法の一部改正法案の際につきました附帯決議について申し上げます。

数項目ありまして、その一つは、「流域別下水道整備総合計画の策定を急ぎ、実施のための事業費を確保し、地方公共団体に対する補助対象範囲の拡大、補助率の引上げ、起債の拡充等財政援助の強化に努めるとともに、受益者負担金制度を検討し、当面、一般需要者の大幅軽減に努めること。」とございまして。

○二宮文造君 細かいものは結構ですから、方向だけ。

○政府委員(吉田泰夫君) これにつきましては、その後第三次下水道整備五カ年計画を策定いたしました際に、国庫補助対象率を従来の五四%から五七%に引き上げたり、それから補助率は四十九年度から非常に大幅に引き上げたり、起債充当率も逐次拡充されまして、現在では大部分、九割以上

上というものが起債充當されているという状態になっております。受益者負担金につきましては、先ほども御答弁申し上げたんですが、負担金を取ることは自体は今後も続けたい、ただ、絶対額として建設費そのものが非常に高くなっておりますので、その三分の一ないし五分の一というふうなことは私も言っております。むしろ周辺市町村等との均衡を考慮したらどうかというふうなこと、実質上の低減を認めておるといふようなことでもございまして。その他附帯決議の項目としては、総合的な用水確保対策を早急に樹立し、かつ、下水なり汚泥の処理に関する技術開発をやるべきだとか、国及び地方公共団体の執行体制の整備を図れというふうなことがありまして、これらにつきまして、いろいろ国の下水道部の機構、地方公共団体の下水道担当部署の拡充、それからこういった新しい技術等の研究の拡充というふうなことを行ってきたわけでございまして。

次に、四十七年の下水道事業センター法案に対する附帯決議は、一つは、「二以上の都府県に關連する大規模な流域下水道事業を、国等が行なうことについて検討すること。」というところでございまして、これは現在検討中でございまして、事業までやるといふ段階ではまだとてないわけでありまして、とりあえず調査だけでも直轄でし、計画を策定するという方向で検討しております。

それから補助率の引き上げ、補助対象範囲の拡大等につきましては、補助率の大幅引き上げを行っております。補助対象範囲は第四次五カ年計画策定の際検討したいということでございまして。それから「下水道事業センターにおける技術開発及び技術者養成の実効をあげるため、補助金の増額等について特に考慮すること。」あるいは「センター職員の給与等の支給基準の承認にあたっては、正常な労使関係の慣行が保たれるよう十分配慮すること。」という点につきましては、御趣旨に即しましてその後配慮しているところでござい

○二宮文造君 それらの問題を解決するといいま

すか、それに取り組むために第四次下水道五カ年計画を五十年年度を初年度として策定を施策を進めていきたいという構想があった、しかもその重要な一環として下水道公団の構想があったと、こういうことは先ほど沢田委員とのやりとりの中

もありましたので、若干問題もありませんが、これははしりまして、ところで、その五十年年度の下

水道予算を見ますと、事業費では対前年度比が二七%ふえておりますが、国費では対前年度四%の減と、こういうことになっております。これはひ

とつこの状況を御説明いたしたいというふう

に思ふのです。というのは、毎年増加してきた国費が減少している、この一点をとらえて、後に分割交付金の問題も出てまいりますが、この間の事情を御説明願いたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のとおり、五十年年度下水道事業というものは、新しく特別の地方債という補助金の身がわりになるような制度が創設されまして、これは特別の地方債を財源として全額財投資金で見ると、そういうことであるから、初年度に交付すべき対象事業費の、対象国費の五分の一だけを国費予算として計上しておいて、残りの四分の四というものは後年度に五分の一ずつ支出していく。そこで五分の四の国費が節約されると申しますか、あるいは逆に国費が五倍に使え

るといいますか、そういう仕組みの制度でござい

ます。これも国費の中に算入してみますと、対前

年度比は三二・四%増という、他の事業に比べ

ば非常に大幅な伸びになっておりまして、その結

果、総事業費につきましても二七・五%アップと

いうことになっていくわけでありまして、ただ遺憾

ながら、純粋の国費だけを見ますと、対前年度比

九五%というわけですから五%減になっておりま

して、九十億余りが絶対額としては減っております

ということでありまして。これは私もとしてもま

とに残念であります。これは新しい特別地方債

との絡みその他から、公共下水道事業全般の実質

的な伸びというものに着目したときあえて承服せ

ざるを得なかった数字でございまして、今後の国

費及びこの特別の地方債の運用につきましては十

分私どもも頭にとめて、そのバランスを失しない

ように、つまり国費も相当に伸ばしていくように

極力努力して、要は下水道全体の事業費を確保し

ていくということに最大限の努力を払いいたいと思

います。

○二宮文造君 そこで、いまお話をあつた分割交

付金の制度を入れたので国費の絶対額としては減

少をした、しかし事業量は確かにふえていく、こ

ういう御説明で、この分割交付金の制度につきま

しては、先ほど沢田委員からもお話があつたよう

に、これは今年度限りにはない、次年度以降これ

を続けると財政硬直化の原因になる、こういう心

配は私も持ちます。ただ、その心配は、先ほども

未解決のまま残りましたのであえて触れませんが、この建設省の資料によりますと、特に緊急に

整備を必要とする公共下水道について事業促進と

国費投入の平準化、これを図るためにこの制度を

創設したと、こういうふうな言われております

が、この辺はちよっと具体的にどういうことで

しょう。

○政府委員(吉田泰夫君) 特にその下水道整備の

促進を図る必要がある地域という意味は、公害防

止計画とか水質環境基準が設定されておられ

て、いわば期限つきに一定の定められた水質環境

基準に到達しなければならぬというふうな水

域、地域につきまして、その実現のためには工場

排水の規制と相まちまして下水道の整備が相当大

きなウェイトを占めているわけでありまして、そ

ういう水質環境基準を達成するといふ必要のあ

る地域という意味でございまして。ただ、実際には

全国的にかなりのところがこの基準が決められて

いるわけでありまして、非常に限定されている

というわけでもありません。

それから次に、国費支出の平準化と申しますも

のは、実は公共下水道につきましては、処理場

は、先ほどの付帯施設以外は全部補助対象になっ

ているわけですから、管渠の方につきまして

は幹線部分が補助対象になり、枝管部分が地方

費及びこの特別の地方債の運用につきましては十

分私どもも頭にとめて、そのバランスを失しない

ように、つまり国費も相当に伸ばしていくように

極力努力して、要は下水道全体の事業費を確保し

ていくということに最大限の努力を払いいたいと思

独部分になるというふうに分けられておりまして、一つの公共下水道体系の建設に係る場合のことは想定いたしますと、当初は処理場あるいはそれに直接結ぶ幹線、つまり下流側から進めていくのが常識でありまして、当初は非常に国庫補助対象事業費が多いと、つまり国費率が高いということになります。漸次進んでいきますと、中流から上流に行き、さらにそれ枝管が入っていくと、きまじく細い管渠になりますから、地方単独の事業が大部分になっていく、つまり国費はその段階では非常に軽くなるというアンバランスが出てくるわけです。各公共団体一斉に始めているわけでもありませんから、全国的にならなければどれほどの差があるかということになりますけれども、まあモデルとして公共下水道を計画し、建設を始めてから完了するというプロセスを頭に置いておいていただくことになる。そしていま一斉に国費率の高い初期段階にあるところが非常に多いことも事実ですから、その段階の国費率というのは非常にかかる、将来は国費はそうからなくなるはずのものである、それを平準化しよう、つまり五年ぐらいいに分割すれば、五年で一つのサイクルになると思いませんか、毎年毎年手当てするのには比べれば多少なりとも平準化されるのであると、こういうことなのです。

○二宮文造君 分割交付金ですね、この制度と、国庫補助率を規定している下水道法施行令二十四条の二及び附則第四項との関係というのは、これはどうなるんでしょうか。政令を改正する必要は出てきませんか。

○政府委員(吉田泰夫君) これは実は国庫補助金を分割交付するというところでございまして、国庫補助金を五年にわたって交付するということであります。そして補助率の関係で申しますと、初年度には国費は五年分の一分です、五分の一しか来ませんが、残りの五分の四は特別の地方債で充当する。で、五分の一の分だけが補助対象事業となり、それに対しては所定の現行政令の補助率で補助がいく、次の年度もそういうことで、同

じような五分の一ずつ分割された補助対象額が後年度積み上がって全体額になる、こういうシステムなものですから、補助率そのものは変わってこない、政令の変更の必要はないということでございます。

○二宮文造君 そうですかね、債務負担行為になり、予算というのは単年度じゃないんでしょ、うかね。それはいいです、政令の改正の必要はないということ。それから次に、この特別の地方債の対象事業ですね、公共下水道の終末処理場建設事業に限られている、このようにも聞くんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、公共下水道にははつきり限られておるわけです。次いで処理場を中心、処理場に直結するような管渠も予算上は含め得るようになっておりますが、予算総額とのつり合いから見まして、実際には処理場だけにしか回らないであろうと、こういうことでございまして、

○二宮文造君 この事業費の配分に当たります、特別地方債対象事業と、それから一般の国庫補助対象事業とをどのように振り分けるお考えですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 実は、明年度の特別の地方債の額は七百三億ございまして、これが先ほど申し上げました後年度の分割交付金五分の四に当たりますから、これに対応する五分の一の分は国費に入っているという意味で、これを合わせますと八百数十億という事業費がこの特別地方債関係分ということになります。これを先ほど申しました水質環境基準が設定されている公共下水道で新規、あるいはほとんど新規に事業を始める、その処理場に充てますと、大部分はそれでちょうどいいことになるぐらいの額でございまして、まあ大体そういう配分をするしかないということでございまして、

○二宮文造君 ちょっとよくわからないんですが、ね。それで、その特別地方債制度を利用する下水

道整備は、この法案で改称されます日本下水道事業団が実施する都市と、事業と、これに限られる。もしそうだとしますと、事業団に関係しない都市の下水道整備が大きく落ち込むというような心配が出てきませんか。

○政府委員(吉田泰夫君) 特別の地方債の対象になる事業が公共下水道の、それも公共用水域の環境基準が定められている地域の、それも処理場等に限ることになっております。一方、下水道事業団が受託できる事業の範囲は、これは流域下水道もあり得ますし、もっと広いんですけれども、何といつても優先的に引き受けるべきものは公共下水道のやはり水質環境基準の定まった地域の終末処理場中心と、こういうことになります。

そういう意味では両者が対象にしているものはほぼ一致する。こういう意味では事業団が受託する事業が特別地方債の対象事業であることがかなり多いというところは言えます。しかし、もちろん事業団が受託しないものにも特別の地方債は配分いたしますし、また特別の地方債が配分される地方と、されない地方と、さほどの格差はないはずでございます。ただ、この特別地方債の対象になる都市というのは、先ほど申しました水質環境基準達成のために期限つきで追い込まれている都市でありますから、そういう意味で、どうしてもないし予算を配分する際ウェイトがつくということとは基本的にはあるんですけれども、これはまあ特別の地方債だからたくさんつく、こういう性格のものではないわけでございます。

○二宮文造君 そうしますと、確認しますが、特別地方債の配分ですね、これは事業団に係る分以外にも配分するんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 特別の地方債というのは、受託事業に関係なく他の地域にも配分をいたします。

○二宮文造君 わかりました。次に、補助対象率の問題についてお伺いしますが、現在の補助対象率はどうなっておりますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 補助対象率は、それぞ

れの五カ年計画の当初にその事業を想定いたしました、それで補助対象率を決めているわけでありまして、特に公共下水道につきましてはこれが問題になっていくわけですが、処理場関係を複合いたしました、現行五カ年計画では全国平均五七％というところになっております。ただ、七大都市と一般都市でかなりの差があり、その複合が五七％ということでございます。

○二宮文造君 これを五十年度はある程度枠を広げると、こういうお考えがあるようですが、どの程度までやりますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 五十年度はまだ現行五カ年計画のままで推移することになりましたので、補助対象率の引き上げはしていません。ただ、五十一年度になりますと、第四次の五カ年計画の策定に入りますから、その段階ではいろいろ実情もさらに把握いたしました上で、特に終末処理場の環境保全対策とか各種の要素を織り込めるような、そういう方向で慎重に検討したいと思っております。

○二宮文造君 公団ができなかったのですし、返しが、地方のただでさえ苦しい地方財政の方にそのままだしわ寄せになっていくわけですが、いまお話しになった公共下水道ですね、七大都市と一般都市、この補助対象率、これを伺いたい、分けて。

○政府委員(吉田泰夫君) 一般都市が七四％、七大都市が約四一％でございます。

○二宮文造君 それで、この補助率が、まずその下水道法という法律があって、その補助率は政令の方に任されて細々と整理されている。ただし、その中に「建設大臣が定める費用を除く」という括弧があって、さらにその補助対象というのを次の建設省の告示ですか、これで落としていくと、こういうことが果たしていいものでしょうかね。補助率というのはこう政令でばあんと出しておく。それを読むと、そのままだと入ってくるような計算になるんですが、実際は「大臣が定める費用

を除く。」という一項目のために、告示で、いまおっしゃったように、公共下水道では平均で五七％、あと四三％は地方団体持ちと、こうなってますが、こういうふうなやり方は、これはどういふのでしょかね、中央集権の弊害、金を握っている者が強いのだと、こういうところにも非難があると思いますが、大臣どうでしょう。もつとはつきりしたらどうでしょうかね。

○国務大臣(飯谷忠男君) 第四次でははつきりしようと思つてます。どの程度までいけるかはともかくといたしまして、管の大きさによって差別をつけておる、そういうことは、まあ道路なんかで言えば国道と県道と市町村道といったようにある程度段階はつけておりますけれども、公共下水道というものをこれらとどう伸ばさなきゃいけない、しかも地方財政は非常に逼迫しているときに、この問題はもう少し検討する必要がありますから、四次からひとつ再検討をして出したいと、かように存じております。

○二宮文造君 その場合に、この七大都市と一般都市、これはいろいろ言い分があります。一般都市は財政が不如意、窮迫していますからという面もありましょうし、また一面、今度は大都市の方は需要がもう切迫していると、こういう面もあります。財政の何といひますか窮迫の問題、需要の問題、これらを勘案して非常にむずかしい問題でしようが、どうでしょう、一般都市で七四、そして七大都市で四一と、この開きはちょっと、需要が逼迫していると、事業を急速にやらなきゃならぬという面から見れば差が少し大きいんじゃないでしょうか。もう少し全体的にも引き上げなければならぬけれども、この差も縮めて、いわゆる需要逼迫している七大都市に対しても対象率を上げると、こういう必要はありませんか。

○政府委員(吉田泰夫君) いろんな見方がありますが、これは、歴史的なこと、特に大都市では、おくれいているとはいへ、普及率が相当進んできているというようなこと、ございます。

〔委員長退席、理事上田稔君着席〕
なお、補助率をアップした際にもいろいろ議論がありましたが、私も補助率というものが差があるということとは絶対おかしいということ、この方は完全に合致しておりました、現在非常に開いております補助対象率をやはり一挙にとはいきませんけれども、若干ずつ縮めていくという必要はあるのではないかと。いかに歴史的なことがあるといへども、そういうことではないかという気持ちではありますけれども、大都市地域での事業量というものが非常に多いものですから、やはり全体の五カ年計画の要求案の組み立ての際に総合的にこれ出さないと、一言ではちょっと申し上げかねるのですが、そういう方向を踏まえながら十分検討させていただきたいと思つてます。

○二宮文造君 これはぜひそういう方向に改定をしていかなければならぬと思つてます。
次に、受益者負担金の問題ですが、先ほど田委員が取り上げて、そのとき都市局長の答弁を聞いておりましたが、非常に都市局長の答弁は弱いですが、いまの受益者負担金の問題については、こうおっしゃったんですよ。とにかく負担の割合は三分の一とか五分の一とか決めているけれども、その後事業費がうんと上がったので、現在は絶対額としては平米当たり百円から二百円だと、二百五十円だと、したがって、事業費の二十分の一ないし三十分の一になつていて、こういうようなことで、しかしこの受益者負担金という制度は変えないと、何だか無用の長物になつてきたみたいなんだけれども、やっぱり多少負担してもらわなければならぬというふうな、そういう都市局長の答弁なんです。

〔理事上田稔君退席、委員長着席〕
それ、もうちょっと私話しておきたいと思うのですが、下水道事業における受益者負担金制度を取り入れる法的な根拠、これはどこにあるのですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 都市計画法に下水道を含めまして一般的に規定がございます。

○二宮文造君 都市計画法七十五条ですね。すると、道路法では六十一條にちゃんとありますね。それから河川法では七十七條でありますね。それから砂防法では十七條でありますね。下水道法だけなぜこの法の中に受益者負担のあれがないのでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道は、従来は道路や河川や砂防などと違ひまして、すべて都市計画区域内で行われる、都市計画事業として行われる、そう考えられ、事実もそうであつたものですから、都市計画法に書きましてもすべての下水道事業を含み得るということ、あえて重ねて下水道法には書かなかつたということでございます。

○二宮文造君 道路法にはありましたが、道路の六十一條に。すべてのことと言つても、道路の下に下水道は敷設するのでしよう、大体、上物の道路には単独にその受益者負担金というものをうたつていて、下は都市計画法によると、これはどういふわけですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 道路も、町の中の内ゆる街道だけの街路法というふうなものがあるれば下水道法と似たようなことになり得るのですけれども、道路法は地方部も含めた全国法律でして、したがって、都市計画事業にならないものもたくさんあるわけです。そういうことですから、都市計画法だけに頼つておりますと、都市部だけしか受益者負担金が取れぬということにもなりまします。そういう意味で道路法で全国的に書いたと、河川法もそうだと、こういうことでございまして、下水道もだんだん市街地外にもいくということになればこの問題考えなければいけないのですけれども、いまのところはすべて都市計画事業でやっておりますので、都市計画法で普遍的に書いてあるものに頼つてもいいんではないか、こういうことでございます。

○二宮文造君 しかし、あれでしよう、都市計画法には利益を受ける限度において費用の一部を負担すると。さっきも田委員から話がありました。が、下水道によって利益を受けるということをどう

う策定したかということでは先ほどやりとりありましたが、この問題触れませんが、要するに利益を受ければ地価は上がり、固定資産税もいま評価額上がつてきていますね、こういうものでして消化されているんじゃないでしょうか、受益者の負担というものは、あえて下水道法が下水道の設置によって利益を得るからというふうな結びつけるのはそもそもの無理じゃないでしょうか。ましてや、先ほどおっしゃつたように三分の一と五分の一と、こう負担金の割合決めておきながら、一方では条例でやっていると、それからやっていると、条例がそう改定できないから、したがって実態的には二十分の一、三十分の一になつていて、これを見逃しているわけでしょう。すでに時勢に逆行している受益者負担金であるという判断が出てきませんか、どうでしょう、都市計画税も入ってくるわけですからね。

○国務大臣(飯谷忠男君) あの受益者負担の問題、先ほど田先生からお話がありましたね、私もこの問題は本来なら受益者負担なくすことにしたことはないと思つてます。これは地方自治体の運営の問題もございまして、率直に言つて、下水道事業がほとんど大部分その地域その都市に行き届いておれば、まあ後々からやるものはほとんど受益者負担なし、いまの大会といふものはほとんどそうです、受益者負担ないんです。そこに補助率の若干差異もできておるわけですよ、地方と比べて。率直に言つて、いま大都市になつていくとまだ一〇％もできていないところがある。いまからさあ始めよう、水道がついて便利になつて、下水ができて便利になつて、そして家庭の浄化施設もできていくということになりますと、いまかなり大都市になりましたも、それぞれの家でかなりそういった面で自己負担も持つていくわけですね。それが下水道ができることによって大変便利になつてくるということになれば、幾分のこととはひとつその地域だけの受益だから、まだ全般の何と申しますか地域の人々に及んでいないその地域だけの受益のものだから、特別

いう意味でも妥当ではないかという気持ちを抱いて切れません。そういうことから、指導としてはやはり何がしかの受益者負担金を取る方向、ただし、その額は隣接の市町村等の状況等も考えまして、新しく始めたところはまともに計算するとして、非常に単価が高くなっておりますから、その格差をそのまま実現するのも問題かと思っておりますので、

そういう隣接市町村との比較、それは結局過去の単価ではじいたものとの比較ということになりますから、結果的にはかなり率としては下がるわけでありまして、そういうことによつて漸次実質率は下げつつも、負担金制度そのものはやめるということは適当でない。ただ大都市等、過去の経緯その他から、あるいは現在普及は相当進んでしまつてゐるので、下水道を整備されたというメリットは、負担金を取つてまでというほどのメリットと感ぜられないというような地域でもあるわけでございますので、まあ地方公共団体のあくまでも自主的な判断でやるべき項目でありますから、やりたくないというところを無理にやれとも言えないわけですが、まあそういう意味では取らないところ取るところありますが、まあ……

○二宮文造君 そこに混乱がある。

○国務大臣(飯谷忠男君) これは交通整理します。

事務当局としては、過去の経緯もありますし、指導の方針もありますから、いまやめるといふことは言えないと思います。ただ、三百六十何町村やつておる中で百町村は取つていないんですね。しかも二百六十三町村の中で、条例で取つておる場合と省令で取つておる場合とありまして、これは確かに大変経緯があるようでありまして、むしろそういう面ははっきりと交通整理をいたしまして、いずれにしても明確なものにして第四次から出発するという形で検討いたします。

○二宮文造君 じゃ、大臣の助け舟で、もうこの問題は終わりますが、問題はやっぱり法的な根拠が明確でないというところから、交通整理結構ですが、私の趣旨は、受益者負担金というのはいくらでもやめた方がいいし、交通整理も必要ないし、それだけのものがあるいはその地方の財政負担なり、あるいはまた国費の負担なりにかかつてくることはわかりませんが、何度もう言うようだけれども、二十分の一、三十分の一ですからね、まあ事業量が多くなりますから、ばかにはな

らぬと言へばそれだけです、これはひとつやめる方向で御検討をいただきたいということを私希望意見として申し上げておきます。しかし、それができるまでの間にどうしても交通整理は必要だ、これはやっていたらいい、こう思います。次に、下水道の維持管理の財源についてお伺いしたいと思つてゐますが、下水道法の二十条によりますと、公共下水道の管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収できると、こうなつております。で、その使用料を決めるに当たつての原則は、一つには、使用者の態様に応じて妥当なものであること、二つには、「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」、こういうふうな原則のもとに進められておりますけれども、使用料を徴収するに当たつて、一般家庭排水の排水者と、それから工場等のいわば悪質——まあ悪質といふ言い方がいいか悪いかは別として、悪質下水排除者との負担の公平、一般家庭排水と工場排水、特にその悪質ですね、それとの間の負担の公平といふものが図られてゐるかどうか。まあこれはいづれも水質使用料といふのでしょ、制度を採用してゐる現状、これは一体どうなつておりますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在、水質によって使用料の単価に差をつけてゐるいわゆる水質使用料制度を採用してゐる地方公共団体は十三あります。いづれも条例によつてこれを制度化してゐるわけでございます。

○二宮文造君 これは漸次そういうふうに行政指導していく予定なんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 確かにこの維持管理費をまかなうべき下水道使用料というものは、その水量ばかりではなくて、水質、その汚濁の程度といふものが非常に関係してゐるわけでありまして、公平の面から見ましても差をつけるのが至当であると私も考えております。いろいろな事情等でまだ水質使用料をずばりと適用してゐる市町村の数は少ないわけでございます、やはり今後

は維持管理財源も非常な問題となつてきますし、そういう財源確保の意味もあることでございますから、一般家庭排水よりも汚濁の程度が高いといふような下水を排除する者からは、その汚濁の程度に応じまして同じ立米当たりでありまして高い下水道使用料を取るといふ方向で強く指導したいと思つてゐます。

○二宮文造君 その徴収基準ですね、このモデルをつくつて管理者を指導するといふような考えはありませんか、受益者負担金には標準条例まで示してゐるんですから。

○政府委員(吉田泰夫君) 標準条例という形では出しておりませんが、水質に応じた水質使用料といふ制度をとるべきである、その場合の考え方といふものを指導してきておまして、各地方公共団体でもそういう機運はあるわけでございますが、いろいろ実際に条例として制定することにはまだ踏み切つていないという段階でありますので、今後とも強力に指導を続けてまいりたいと思つてゐます。

○二宮文造君 そうおっしゃるけれども、数都市にしかすぎないんですね。だから、何だか一般家庭にはきつめてその姿勢は強い、しかし、やっぱり高度経済成長政策といふんです、企業、工場排水にはきつめて打つ手が手ぬるい、こういう維持管理料なんかも、使用料なんかの徴収のやり方もきつめてばらばらだと、せっかく公平であれといふ負担の原則といふものをきつと決めておきながら、これが厳密に指導されてない、また実効が上がつてない、こういう点にも問題点を残しております。したがつて、これもひとつきちんとしたものに指導されるべきではないかと、こゝ一言足しておきたいわけですが。

それから先ほど沢田委員から三次処理の問題がありまして、この点は一点だけお伺いしたいと思つてゐますが、下水道に有害物が流入してまいりますと、それだけ終末処理場の機能を阻害するばかりでなく、処理場で発生する汚泥の処分を非常に困難にする、こういう有害物質の流入があり

ます。この有害物質の下水道への流入について強い規制を行ふべきではないかと、でなければ終末処理場の機能を阻害してしまふ、こう思うのですが、この規制といふものをお考えになつておりますかどうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 重金属等の有害物質はもとも現在の下水道の処理場では処理対象になつていない、処理できない物質でございまして、そういう意味でこれが下水道に流れ込むといふことは、おっしゃるとおり、まず処理施設の機能を妨げる、あるいは処理場の用水そのものを汚すといふことでありますので、これは厳に防がなければなりません。現行の下水道法でも一定基準を超える悪質の下水を下水道に入れようとする事業者に対しては、条例の定めるところによりまして工場側に、工場とは限りませんが、事業所側に有害施設——障害を排除する施設を設けて、そこで有害物質をまず除去させ、しかる後初めて下水道に受け入れるということになつております。事業所の方でその処理の工程により有害物質を発生する工程のものを集約して処理すれば、これは希釈されておきませんから比較的簡単に処理できるわけでありまして、この有害施設の設置といふことを強力にさせておるといふことでござい

ます。

○二宮文造君 それで、先ほどちょっと聞き落としてしまつたけれども、これは言わでものことと思つてますが、さっきの特別地方債の利子補給しますね、この利子補給は一〇〇%でしようね。

○政府委員(吉田泰夫君) はい、一〇〇%でございます。

○二宮文造君 それを確認しておきませんか……また、大臣の定むる費用を除くということになりませんか。(笑)

次に、下水道事業団の問題についてお伺いしたいのですが、ちょっと頭に入れるためにお伺いしておきたいのですが、下水道事業センターのいままでの実績を概略御説明願ひたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道事業センターは

昭和四十七年十一月に発足いたしました。初年度はごくわずかな期間でございましたが、その後四十八年、四十九年と二年にわたって所定の事業をかなり伸ばして進めてきております。

やりました業種は、まず下水道技術者の研修でございます。研修対象人員も漸次伸ばし、四十九年度には五百名を対象に研修いたしました。それから技術援助、これは委託による設計の作成などが主たるものでございますが、これにつきましても昭和四十九年度には五十件ぐらゐのものを引き受けております。それから受託による建設工事、これにつきましては四十九年度は二十七件、約二百十億程度のものを引き受けております。それから試験研究につきましても各種の試験研究を逐次増強して進めてきた、こういう状況でございます。

○二宮文造君 もっと細かくお伺いしたいのですが、当然付属資料として財務諸表なんかもわれわれに教えていただかなければならぬと思うのですが、財務諸表も資料としてはちやうだいしてありませんし、また私の方も言い忘れて、いまいろいろなお話がありましたが、数字的には一体どういうことになりましようかね。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、初年度の昭和四十七年度には予算規模八億六千万円で、技術援助を二カ所、三千七百万円。受託工事を十カ所、四億六千万円。試験研修が対象人員六十九名で六千五百万円、その他一般管理費等となっております。この資金計画は、出資金が二億円、補助金が一億円、受託収入等が五億六千万円でございます。なお出資金と補助金は国と地方が半々に負担するというようになっております。

昭和四十八年度には予算規模百三十億円でございまして、内容は、技術援助を十五カ所、二億円。受託工事を三十一カ所、百十五億円。試験研修約四百人、四億円等でございます。資金計画としては、出資金を三億三千万円、補助金を二億三千万円。それから市中銀行からの借入金五十七億円、これは受託事業で翌年度施工の分を一時

センターが借り入れまして、立てかえて調達しておいて次の年に公共団体から払い込んでもらう、こういう意味の借入金でございます。受託収入等六十七億円でございます。

四十九年度には予算規模が二百六十五億円になりまして、技術援助は二十七カ所、九億円。受託工事は四十六カ所、二百三十二億円。研修約五百名、四億円等でございます。資金計画としては、出資金二億円、補助金四億円、それから借入金百四十五億円、受託収入等百十四億円でござい

ます。

以上でございます。

○二宮文造君 そうしますと、今度はいわゆる事業団に変わって、業務の範囲はどう変わって

○政府委員(吉田泰夫君) 業務の範囲といたしましては、範囲自体は変わらないのでございますけれども、受託工事という工事の面に力を一層注ぐということにいたしております。新しく加わりました業務は、終末処理場等の維持管理まで経過的に受託できるようにしております。それから地方公共団体の職員としての下水道担当者の技術検定、これを加えております。さらに除害施設、これは事業所の方に設けられるものでござい

ますが、除害施設に関する技術の開発、実用化のための研究、調査、試験を加えましたこと。最後に、日本住宅公団、地方住宅供給公社等の特別な法律に基づく法人からの委託を受けた場合に、一般の本来の業務に支障のない範囲であれば受託工事ができる、受託できるという道を開いてあることでございます。

○二宮文造君 さっきちょっと財務諸表の件でお伺いしたましたが、利益金は、損益計算はどうなっておりますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 四十七年度の一般業務勘定で、当期利益金が四万三千円ありますが、これは次年度に繰り越したものでございます。同様にして、四十八年度の一般業務勘定でも当期利益として百四十万四千円が繰り越されております。

○二宮文造君 四十九年の見込みはどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 見込みでございますが、四十八年度と同程度、百万程度出るものと見込んでおります。

○二宮文造君 もちろんこれは建設大臣の監督下にありますから、そういう経理の面についてはまずまず厳重な監督のもとにあると思っておりますけれども、いま伺いますと、初年度が一億円の補助金、それから次が二億三千万の補助金、それから次が四億の補助金と、こういうふうな補助金を国から投入して事業がやられていて、しかもその受託事業は飛躍的に拡大していつていくわけですね、毎年。さらに今度は事業団になってきますと、もうと事業量はふえてくる、受託量はふえてくる。こうなると、やはり一面では委託をした公共団体の財政の問題にもなつてきましようし、この事業団の運営というのについて格段のやっばり監督をお願いしたい。そうでなければ、いわゆる親方日の丸的なものになってきますと国費は無意味になってきますし、またその地方の公共団体委託者の方はそれだけ余分に事業費に投入しなければならぬということになりますから、これはひとつ運営の面についてはさらに厳格にやっていたきたい、こうお願いしたいと思つて

○政府委員(吉田泰夫君) 日本住宅公団、それから地域振興整備公団、地方住宅供給公社等が一応想定されるわけでありまして、このように特別の法律で設立された法人ということで、一般的に表現しておりますので、そのほかにもあり得るわけでございます。

○二宮文造君 公団の方においでいただいておりますが、いままで住宅公団は、下水道設計とか施工とか維持管理、これはどういうふうにされてまいりましたか。

○参考人(今野博君) 御承知のように、日本住宅公団では大都市の近郊で大規模な宅地開発事業を行っております。この宅地開発事業につきま

は、できるだけ環境のいい町をつくるというところで下水道を設置するというのを原則にしております。ただ、まあ御承知のように下水道は公共団体が設置するというに相なっております。

したがって、常に公共団体にその設置方をお願いをするわけでございます。ところが、大都市近郊の市町村におきましては、まあ大都市は別でございますが、中小の都市におきましては、そういった下水道に関する技術的な余力と申しますか、余り期待できない市町村が多々ございます。

したがって、この公共団体と御協議申し上げまして、できるだけ終末処理場でありまして、か、管渠でありますとか、そういったものは住宅公団の方に受託をいたしまして、住宅公団で工事を施工する、あるいは市町村の方でやりになります場合には設計施工等につきまして十分な技術的な応援を申し上げる、こういう形で公共下水道の設置を図っております。

以上でございます。

○二宮文造君 ですから、そうしてでき上がったもので、でき上がったものは全部いままで公共団体に引き継いだわけでしょう。

○参考人(今野博君) そのとおりでございます。

○二宮文造君 で、今後は都市局長、そういうケースが一体どうなるんですか。それが事業団にまた維持管理等も委託されるようになるんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 完成したものを地方公共団体に移管するというのはもとよりのことでございまして、そういうふうな今後もちろんするわけですが、そういうふうな、今回のこの法案で維持管理も事業団が受託できるように書きま

工事期間中、建設工事と一緒にタッチして実務的に勉強され、マスターされるとしても、維持管理の技術はまた新しいものがありますから、その技術者がいないというような場合もあり得るわけでありまして、まあこれもセンターが受託をして一年とか二年とか、せいぜい二、三年という期間その公共団体からも出向してもらって、一緒に見習いながら実務的に研修もしていくということになれば、公共団体の職員自体、維持管理の体制ができるわけでありまして、そういう経過的な意味で、維持管理を受託できるようにという意味でありまして、将来ともに維持管理までやるつもりではございません。

○二宮文造君 時間が来ました。私ちょっと時間の計算違いをしておりますが大変失礼しました。

それで、最後に一点だけ伺いたいんですが、そういうふうになりますと、住宅公団の場合、共益費というのがありますが、共益費にはね返ってきませんか。いわゆる事業団への維持管理、いま地方公共団体でやるとして、その事業団に維持管理を委託する分だけ、それは結局その費用は共益費にはね返ってくるのではないかと。それからその共益費の問題で、けさの新聞ですが、千葉県で団地サービス会社、これの共益費をずさんに使っている、汚水処理場の汚泥を抜き取って差額の払い戻しを受けているという記事が出ておりますが、要するに従来共益費の使い方が問題になっている。しかもこういうふうにかぶさってきますと、それはやっぱり共益費にはね返ってくるんじゃないか、こういう問題が心配されますが、この点はどうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道として完成したものを、本来ならその下水道管理者である地方公共団体が引き継いで維持管理するわけですが、先ほど申したように過渡的にそれが事業団に委託される場合も、下水道としての供用開始とか使用料の徴収とか、そういった行政的な権限は一切本来の管理者である公共団体が行うわけでありまして、それがただ実務上事業団で運営管理をするというだけでありまして、したがって、御指摘のような場合でも、下水道使用料としてセンターが受託しないものとするもの、変わりなく使用料が取られるということであって、共益費に入るといふようなものではないと考えます。

○二宮文造君 最後に二問。大臣、事業団の業務は地方公共団体と密接な関連を持っていかなくやなりませんし、事業団の運営には地方公共団体の意向を的確に反映させる、こういうふうなことが必要だろと思ひますが、どのように思量されていくのか、この点をお伺いして質問を終わります。

○国務大臣(飯谷忠男君) この事業団の運営は、先ほども御注意がありましたように、これはもう国費もつぎ込むし、さらに地方自治体の仕事を受託してやっていたいかなければなりませんから、そういう面では運営管理の面は厳重にやっていたいかなければならぬことは当然であります。それと、実際は受託されてもろんな地方公共団体の身がわりになつて仕事をすると、そういう意味で十分に団体の意見の調整をして、その意思に沿うように努力をしていかなければならぬ、これは当然の使命だと思つて努力いたしてまいります。

○三治重信君 下水道関係に入る前に、ちょっと河川の関係でお伺いしますが、本年度の予算で河川浄化の直轄及び補助の関係の費用が入っているのですけれども、これはどういう中身のことをやるのですか。

○政府委員(増岡康治君) 河川浄化対策事業の御質問でございます。建設省におきましては河川事業といたしまして河川浄化対策事業というものを持っております。これは河川やまた湖沼に堆積した汚泥をせしめつする工事と、それからもう一つは汚い川にきれいな水を注ぐ、導入するという二つの事業を実施しております。昭和五十年年度予算では、この事業費は約三十四億円をもちまして全国六十五地区の河川に工事を実施する予定になっておるわけでございます。

○三治重信君 それとの関連なんですけれども、まあ関連と言っても直接はないんですけれども、もう一つ河川局の仕事で、伊勢湾に高潮対策のやつをやるといふわけですが、これは去年の災害のときにも行つて、高潮について、あそここのゼロメートル以下のところは河川も汚れているし、これは非常に沈下について恐怖を持っている。その対策が、これは災害ということではなくして別個にやっていく、何年ぐらゐの工事としてやられるんですか。

○政府委員(増岡康治君) 伊勢湾の河川サイドから見た高潮対策事業の御質問でございますが、御承知のように伊勢湾地区につきましては、昭和二十八年あるいは昭和三十四年の例の伊勢湾台風によりまして未曾有の被害を受けた個所でございますが、昭和三十八年に海岸堤防が完成したわけでございますが、その後いまだ先生のおっしゃつたような地盤沈下問題もありますが、その背後地の流域が急激な開発を行つて、したがって、河川の流出度合いが大きくなったということを考えますと、防潮水門が非常に狭くなったとかいうようなことがございまして、内水排除が不備のような感じになりまして、いわゆる浸水の被害が続発したわけでございます。これが特に著しくなりましたのが昨年の四十九年度の災害でございます。

したがって、建設省といたしましては、新たに伊勢湾の高潮対策事業というものを発足させまして、やる仕事は防潮水門の改築とか内水排除の施設の新築、河川堤防のかさ上げ等をやるということをやつたわけでございます。これによりまして、全体計画を伊勢湾周辺につきまして積み上げたわけでございますけれども、非常に多額になりまして、愛知県は日光川その他二十五河川ございまして、総事業費九百億とございまして、毛無川は十六河川がございまして、総事業費が二百九十億に達したわけでございます。合わせまして、河川数が四十一河川、総事業費が千百九十億円という

こととございまして、大変な工事でございますけれども、今後の治水事業の推進とともに、やはりこの伊勢湾の高潮対策事業を五十年から新規に手をつけていきたいということとございまして、重要な個所からこれに着工していきたいと、そういう考えを持っております。

○三治重信君 いま一つ、河川の浄化のごとで、私のところは瀬戸の陶磁器産業のやつと、その上流の珪砂の山からとるやつで非常に河川が汚濁されて、また最近では金属類も放流されていると、含まれていると言われている。これ、きのう言わなかったのですけれども、こういう浄化対象の河川に境川やあちらの方、瀬戸の川なんか、なる予定にされているかどうか。

○政府委員(増岡康治君) いまの先生の川は庄内川流域だと思ひます。これは私も実はいま調査中でございまして、この調査成果を待ちまして対策をしていこうと、ちょうどそういう時期でございます。

○三治重信君 どうもありがとうございます。

下水の関係で先日、木曾川右岸の下水道の問題、ちょっと序の口で時間がなくてございまして、したがって、きょうも最後の結論的と申しますか、意見としてずっと述べますが、いままでの私が承知している限りにおいては、下水処理場をあそこにつくるしかほか場所がなければある程度やむを得ないにしても、放流の位置、いわゆるそこからもう少し下流の方へ、浄水場よりもう少し下流の方へ引張つて放流できぬかという問題が一つ。それから二番目に、二〇ppmの排出基準よりさらに高めると言うけれども、第三次処理の問題についてまだいままではっきりした回答といひますか、意見の開陳がない。ことに上水道の取り口の上でやつの一般の排出基準程度で流されたのでは非常に問題だといふのと、それからもう一つは、木曾川は非常にたくさん利水をやっておりまして、夏の渇水時にはほとんど流量がなくなる場

しては、確かに工場排水のウェントは非常に高いのですけれども、工場排水と申しましてBODの非常に高いものも相当ありますし、そういうものはやはり処理しなければなりません。また、もし低いものでありますとも、分流水の公共下水道が完備しない限りやはり流さなければならぬわけでありまして、そういう意味でも、工場排水といえども受け入れるというのが原則ではないか。ただその場合、御指摘のように有害物質が入るといふことになりまして、これは処理場そのものの機能を阻害しますし、非常に問題を起すわけでありまして、この有害物質の流入の抑制ということが一番の問題であります。これは先ほども御答弁申し上げましたように、条例によって、工場側に、有害物質を除去した後でなければ下水道に受け入れないということが現行法でできるようになっておりまして、問題は、そういう法的な問題よりも、実際に隔れて排水しないかというその監視体制でございます。

この監視につきましては、それが非常に重要なことでありますから、あらゆる手段を講じて厳正な監視を行わなければなりませんし、また監視のための測定技術の改善等も場合によって必要になってくると思いますが、まあ一般論として、工場排水も含めてすべての下水を処理する、ただし、工場排水等に多く含まれるおそれのある有害物質は工場側で排除して、それから下水道に入れる。工場側で排水すること自体はさほど困難なことではなくて、処理場に入れて薄めてしまえば、それこそ処理はむずかしくなるわけですから、太したことはないという工場側の除害施設というものはぜひ励行してもらおうということで強力に進めていきたいと思います。

○三治重信君 そうすると、いまの局長のお話だと、そういう下水道の中に入れる工場排水については、下水道の方の市町村の部課がそういう工場の排水について監視監督や検査をする権限を持つと、こういうことですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 除害施設を設置義務づけまして、さもないければ下水道に受け入れないということができるわけでございます。その実用上必要な範囲において、下水道管理者は工場側に対するいろいろな監督ができるわけでございます。

が、その中でも書いてありますが、仮に違反をしてある一定の基準以上のものは下水道に入れていけないということになっておりますが、それに違反をして出す工場等につきましては、排水の停止命令を含む監督処分をでき得るよういたしておりますので、それらの措置をも合わせ考えましてまいりたいという趣旨でございます。

○三治重信君 そうすると、結局境川流域の終末処理で一番住民の反対をされている大きな理由の中に、工場排水のそういう廃液、排水を入れるなというやつについては、工場側に与らしているからこちらの終末処理場では処理はできないのだ、やらないのだ、こういうことと理解していいわけですか。

○説明員(久保君) そのとおりでございます。ただし、これには厳重なる監視が必要でございます。違反をして入ってくるようなことが仮にありといたしますと、先ほど申し上げました監督処分等を励行するように、一方で流入制限をしてまいりたい、こういうことでございます。

○三治重信君 それからもう一つ、最近公害、また都市計画の中にまだ下水道ができていないところでも、新しい団地をつくる場合に、みんな下水の処理施設をつくらないと、地域住民並びに排水を流す水利組合なんかの話がつかないために、事前に皆相当な排水基準の設置を義務づけられた上で住宅を建てているわけですね。そうした場合には、下水道施設を住宅公団なり県の供給公社や民間のデベロッパーがつくっても、これの終末処理の施設の運営については、下水道施設の終末処理場の方は、いまから事業団で協力していくというわけだが、いま現にやっていると、職員や専門家がいない。こういうところで、最近できた民間の業者、いわゆるそういう環境や公害対策のために特別、新しい中小企業の、そういう民間の会社がたたくんで、またそれ非常に勉強しておられるようなんですが、そういうのに委託をしてやっていますか。

○政府委員(吉田泰夫君) 二つの場合があると思います。一つは、当初から下水道の計画の中に取り込みまして、便宜開発者の方がその下水道計画の設計に合わせてつくっておいて、それから下水道法によるきちんとした下水道の処理施設として完成させる、こういうものは公共団体が下水道法に基づき引き継ぎまして、公共団体の条例により使用料を取るといふことであります。その実務をどのように委託するかという問題は離れまして、あくまでも収入としては公共団体の条例で公共団体が取るということになると思います。

それからもう一つの場合は、そこまでの手続をしませんで、内容的にも下水道と言えほどの簡単な浄化槽の大きなものといったような程度のものであり得ると思います。これはもとも下水道法の中に入りませんので、下水道法のうち外でありますから、完成後も恐らくは建設した開発主体が引き継ぎ維持管理させられていくのではないかと。そういうものを下水道管理者としての公共団体が引き継ぐとも思えませんので、下水道法外として開発者が適宜維持管理していくということになると思います。

○三治重信君 最近、豊田市の中で、そういう住宅公団、それから県の開発公社、それと民間企業との三者で一つの団地の排水の関係を、水利組合です。そしてその団地の排水の関係は、水利組合との契約でも第三次処理までやって、窒素やリンの排出基準まできちんとつくって、まさに完全な三次処理もやりますという判がついてあるわけですね。だからその三次処理も、そういうのは完全にやるといふことになっているわけですか。それ

で、いまは非常に民間の業者というんですか、また豊田市の水道課の方も、それについてどういうふうに運営するか、それが決まらないと、せっかく団地が、住宅公団や県の開発公社や、ある私鉄会社がつくった——三つを総合して共通の下水道をつくらせて、水利組合と判をいってあるものから、下水処理場の運転開始する体制ができないと、せっかくつくった住宅はもうみんな新しく分譲なり賃貸の——これはまあ分譲と賃貸とあるわけなんです、入居できないわけなんです。そういうものをいま暗中模索をしているという場合に、おたくの方の、これだけ下水道事業団ができた場合には、精力的にそういうものは指導してもらおうというんですか、また肩がわりしてやるという体制ができるものか。

○政府委員(吉田泰夫君) 具体的な問題は把握しておりませんので、早急に調べまして適切な指導を行いたいと思いますが、いまお話しのようなケースの場合に、この下水道事業団が受託するということにはならないと思います。下水道事業団が維持管理まで受託するというのは、建設を受託したもののまたごく一部、それも、どうしてもすぐには引き継がないというやむを得ない事情のものに限ってごく限定的にやろうと思いますから、事業団が建設もしないようなものを、維持管理だけをことさらに受託するということはまずあり得ないと考えます。ところで、問題の処理は具体的に調べてみないとわかりませんが、もしそこまで言われているようなちゃんとした機能を持った、下水道法による下水道施設としても合格するようなものとして設計されているならば、その地域の全体の下水道整備計画との関連もございいますけれども、場合によっては下水道施設として公共団体が管理を引き継ぎ、下水道法による条例によって使用料を取るということにもできるかもしれないんですが、そういう設計になっておらない、見た目にはりっぱでも必ずしも適合しないというような場合には、若干の手直しでも済むものならそういうふうにも切りかえまして、大幅

な手直しが要するということになる、ちょっと出発がおかしかったわけでありまして、簡単に下水道管理者は引き継げない。その場合は、下水道を離れた下水道施設でない処理施設として、当事者間が最も適当と思われる維持管理方法をとるしかない、このように考えます。まあいづれにしても、詳細に調べないと的確な返事ができないので御了承いただきたいと思ひます。

○三治重信君 そういう場合には、たとえば豊田市が、かかる維持管理の運営費の方は、下水道料として全部入る人に負担することができるとい

○政府委員(吉田泰夫君) 下水道法の下水道として引き継ぐ場合にはそれができますが、ただ、豊田市の場合にはどのような条例になっておりますか。他にも下水処理場、一般の処理場があつて、その方の条例による料金がきまつてゐる場合に、こだけ特に格差がついた料金でできるか。しかし、何え三次処理施設であるということですから、当然に処理に要する費用も高いわけでありまして、使用料も高くなるのが当然な部門であります。この辺はやはりその受け持つべき豊田市のがどのように配慮して条例に加えるかということに係る問題でございいます。

○三治重信君 大体わかりましたが、こういう団地をつくっていく場合に、いまの状況から見ると、各地とも、住宅公団でも、それから県の開発公社にしても、それから民間の開発公社にしても、相当の団地を開発していく場合に、もう農業用水に排出する場合に、その設計の段階で、建てるからには、その下水の処理の問題を話し合つて解決がつかぬとその団地に住宅が建たぬというのがいまの現状なんですね。そうすると、そうかといつて建てなくちゃならぬから判をいって建てた。しかし、現実、隣は一つも出さぬ、窓裏は普通の飲料水と同じみない一〇ppm以下の排水だ、こゝういふに基準に決められていて、こゝうすると、その下水の処理というものはこゝういふことでやってくれといつて、いま二、三の

業者が研究しているわけなんですけれども、非常な費用がかかる。一説によれば一戸当たり毎月三千円づつかかるのじゃないか、第三次処理、その規定のとりの排水をやるまでの下水道の処理を、維持をやつていく。こゝういふふうになると、それは市の方や何かは、かかるものは取ると、こゝういふことではないかもしれませんが、一体入った人はこゝういふのを知らぬで分譲を受けたたり入るといふようなことになる。こゝういふような問題は将来またトラブルのもとになるのじゃないかと思ひます。

したがって、こゝういふ問題は一々今度は下水道——都市局の方が今後は全部住宅建設の生殺与奪の権を把るほどにまでまあ事前に手を伸ばせぬと思ひます。こゝういふひとつトラブルが非常に起こるとともに、民間のこゝういふ下水処理、環境保全のための公害処理の研究、またこゝういふことを事業としてやつてゐる会社が非常にふえてきてゐる。こゝういふふうになりますと、こゝういふふうな事業団、国としても非常に積極的に下水の処理をやる体制を整えておられるのですが、こゝういふ民間の業者も大した大きなものはないやうなんですけれども、ひとつこゝういふものは、民間の業者がこゝういふ終末処理場の施設を維持管理、運営していくための技術水準を高める、またはこゝういふものの指導体制というものは、やはり事業団でやらないで都市局でやるのか、事業団にこゝういふことはやらせて、事実上委託させてやらせていく体制なのか、どちらなんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) その種の仕事はこの事業団が行うやうなものとは思へませんので、まあ都市局なり各県なり、各地の下水道部門で指導もし相談にもあずかるということになると思ひます。

○三治重信君 そうしますと、ひとつこゝういふ業界の方の指導もぜひこの下水道部ですか、の方で、まあ私のところへもこゝういふ善意で、どう申しますか、一つの環境問題が非常に問題になつて、こゝういふ問題を国や地方自治体で大々的に取

り上げ、予算もつけ、そして個々の下水道の関係では、終末処理の技術の問題、処理場の運営の問題、さらには先ほど議論になっておりましたわゆる民間の工場については、下水道に入れる前に防除排水施設を設置義務して、そして除去して入れさすんだと、こゝういふ、個々の民間の生産業者にとつては、こゝういふ基準や水準を決められても、自分のところは技術者をこゝう抱えているわけじゃない、それを運搬してこゝう、こゝういふ終末処理場へ排水施設をしていって、こゝういふ常時排水基準を維持するやうな、維持管理をできる技術者やこゝういふ人材がないと、こゝうすると第三者に委託をしていく、先ほどの話のいわゆる中小業者の排水施設を設置義務してつくらしても、その運営は、結局その工場、会社はほかのこゝういふ民間の公害対策や浄化装置について維持管理をする専門の会社としてやつてゐるところに委託をしていくといひますが、請け負ひさしてこゝういふ、こゝういふかゝるこゝういふやうな問題について指導とおるんですが、こゝういふ問題についての指導というものは、こゝうすると県の下水道関係の部局あるいは建設省の方でやると。一般の、今度のこの事業団の方の技術水準向上のための講習とかこゝういふものは、民間のものはノータッチでやつて、自分たちの、地方の役所の職員だけを研修をやつていくことになるのか、その民間のものをまだ受け入れる準備がないから、とりあえずは地方の県、市町村の役人を研修をしていくんだと、しかし、将来余裕が出てくれば、また民間の方のこゝういふものに——專業として委託請負でやつてこゝう、委託を受けてやつてこゝういふ会社、業者の技術者の養成はどうしてこゝういふことになりま

か。それについて何か方針がありますか。

○政府委員(吉田泰夫君) この事業団が研修の対象にいたしますものは、あくまでも下水道管理者としての技術不足を補おうというのが主眼でありまして、地方公共団体の職員というこゝうに考えております。もつとも、現在はまだ公共団体に入っていないけれども、近く採用になる予定だと

いうような人がたまにあれば、そういう者まで断るといふほどやかましく言うつもりはありませんけれども、まあ下水道管理者としての地方公共団体職員、これがまだまだ不足してどうにもなりませんので、その方の研修を強力に進めるといふものでございます。

なお、下水道技術者の研修とか教育というのは、大学課程でも少しづつ強化されてきておりますが、まだまだ大したことはありませんので、その歩を進める傍ら、この事業団あるいは前身である現在のセンターの研修とは別個に、下水道協会であるとかそういった他の機関でも、ある程度の講習、研修等はやっておるわけでありまして、そういう中には多少は民間の方も受け入れている例がございます。

○三治重信君 この事業団法の今度新しいやつは業務の中に技術検定というのが入っている。この技術検定というのは国家試験的な資格を付与するということには含まれないのか、もしも含まれるとすれば、これは民間のそういう商売に、こういう公害防除施設やいろいろの民間同士でそういうものについての請負や委託をやる業者が統々といまできつつあるわけなんで、そういうものにも及ぼしていくのか、単にこれは技術検定というのは関係の役人だけの部内のことなのか、一般のそういうことに関連する業者の中の技術者も含まれるのか。

○政府委員(吉田泰夫君) 事業団が行います技術者の技術検定というのは、公共団体の職員としての技術、それを検定しようというだけのものではありまして、一般の民間の方を対象にしているものではありません。

○三治重信君 事業団法だから、そういうことだらうと思うんですが、ひとつ大臣、いま私の方が、ずっと私のところの現実の現場から聴取した事例でお伺いしていたわけなんです、公害問題を絡めた下水道の問題からそういう施設をやっているのはいいんですが、その維持管理に非常に金がかかるということが予想されるのと、維持管

理の要求されている公害防除のための施設をせいと、こう言ってやると、それを維持管理して完全な水準を維持していくために、技術者もいなければ、やる方法もよくわからぬと、こういうわけですね。それにいま頭を悩ましています。先ほどまだはつきりしないものだから具体的なやつは言いませんが、事務当局と具体的なまた指導してもらうたにお話ししますけれども、そういうことで、何と申しますか、公害防除、環境浄化のための運動が非常に強くて、そういうことをやるにやぶさかでない、しかし、それをやるにはだれがやるのか。やるにしても、そういう問題は、人間なり、そういうことについての技術水準を維持する者をどうして確保していくかという問題に非常に悩んで迷っているというのと、いま現在、私が聞いている限りにおいては、三次処理までやる場合に非常に金がかかる。先ほどの話の場合でも、これはまあ正確な何と申しますか計算ではないけれども、第三次処理までやると、団地でも先ほど申し上げたように月三千円ぐらいもかかるんじゃないかと、こういうふうな一つの見積もりがある。

こういふふうになりますと、この下水道関係の部面は、事業団で事業をやるといふばかりでなくして、民間のこういう部面を担当する人たちが会社の方も、委託する方も、受託する方も、その中身についての暗中模索、まあ経費の方も——したがって一般の建設業者が、ここに家を建ててくれ、はい幾らと、また、こういう土木工事をしてくれ、はいこれだけと、こういうふうなものにはまだなかなかまいらぬということになっているわけなんで、これの指導体制、また、そういうものについてのトラブルを最小限にするために、私は民間業界に対しても相当指導していく必要があるんじゃないかと思う。民間の方の人は、自分の生業としていこうとして、新しい一つの仕事のパイオニア的な気分ですまじめに取り組んでいますけれども、そういうことが民間の住民パワーからも問題になって出ている限りにおいて、それを請け負わ

した方も、請け負った方も、委託を受けた方も、受けさせた方も、ともにいざ問題が出てくると両方に非常に非難攻撃が来るわけですね。

こういう問題について、ひとつ下水道の、自分たちのつくったものを管理すればそれでいいんだというところでなくして、全般にあらちにも非常にそういう排水の浄化の問題で施設がつくられておいて、それをお互いに請け負わせた受託したおいて、それさらに流域下水道でそうやって出ていくと、先ほど答弁があったように、その民間の工場や何か中小企業が無数にある。それにみんなこの排出基準を——まあ役所の方は条例で一つ一つくっておけばそれでいいわけなんだが、個々の工場やなんかは、請け負わす者、請け負った者がその命令を維持していくというのは大変な——そういうものが既定の問題としてなっていく場合はいいんですが、いまそういう技術も、またその技術者も非常に暗中模索なときに、相当強力でそういう民間関係にも手を伸ばしていく必要があると思うんですが、ひとつこれについて御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(吉田泰夫君) 確かにおっしゃるとおり、私も、まず下水道法による責任者である公共団体の執行体制、なかなか技術者の確保というところにいままで目を奪われておりましたが、また今後それが何よりも先決の問題であることに変わりはございせんけれども、広く一般の民間技術につきましても、全体としては下水道の建設、維持体系の中に組み込まれるものでありますから、どのような方法が具体的によろしいか、研究させていただきますと思います。

○三治重信君 最後に、もう一つだけ要望しておきますが、まあひとつ事業団としてそういう大きな仕事をやっていかれる部面については、私、この法案について、まあ来週は欠席させていただきますけれども、わが党として賛成をしておきます、表決には加わりませんけれども。

それで、何と申しますか、公害並びに環境維持のために、この下水道関係は単に事業団の事業は

かり考えないで、そういう下水道の事業に、大きなやつに直接関係こうしないで、民間相互に、そういう公害、環境維持のために、ちょっとした家を建てるにしても何にしても、非常にそういう環境浄化のための排水、それから汚物の処理という問題についてトラブルが絶えないし、民間の業者そのものも、そういう問題を——やはり自分たちの一つの営業としてそういうものが成り立つ空気が非常に強くて、そういう業者が非常に虎視眈眈たんとして自分も研究し、そして非常にそういう問題を処理しようという意欲に燃えています。したがって、こういう問題は感情問題もありますけれども、そういう問題を排除していくためには、どうしても客観的な技術水準や、それに携わる人たちが信頼される人たちを、また会社をどういふふうにして指導し育成していくかという問題も、ひとつこの事業団の成立とともに、ぜひ大臣も民間全体のレベルアップに努力をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(飯谷忠男君) 御意見よくわかりました。私も公共下水を進めていくのは、これは水質環境の基準を設定する、そのための至上命題として国はやるわけでありまして、それはまず国がやり、関係市町村がやり、まずわれわれが率先して努力していかなければならないし、そのために技術の問題も大いに考えなければならぬし、あるいは経費の問題も考えていかなければならない、われわれは全力を挙げてやるつもりであります。それが、それだけでは完全でないわけです。やはり周辺の民間の人々の皆さんから一体になって協力してもらってこそ初めてこの目的は達成されるわけでありまして、そういう意味において民間の方々に御協力を願うことは積極的に行いたい。またわれわれも、お力添えのできることはできるだけしていくと、こういう形で進んでいくべきだと思っております。御期待に沿えるように努力をいたしてまいります。

○三治重信君 どうもありがとうございます。○委員長(小野明君) 本案に対する本日の質疑は

この程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後二時三十六分散会

昭和五十年四月十九日印刷

昭和五十年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A